

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

平成 30 年 2 月



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式399,330千円（見込額）の募集及び株式184,680千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式98,172千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年2月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社和心

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

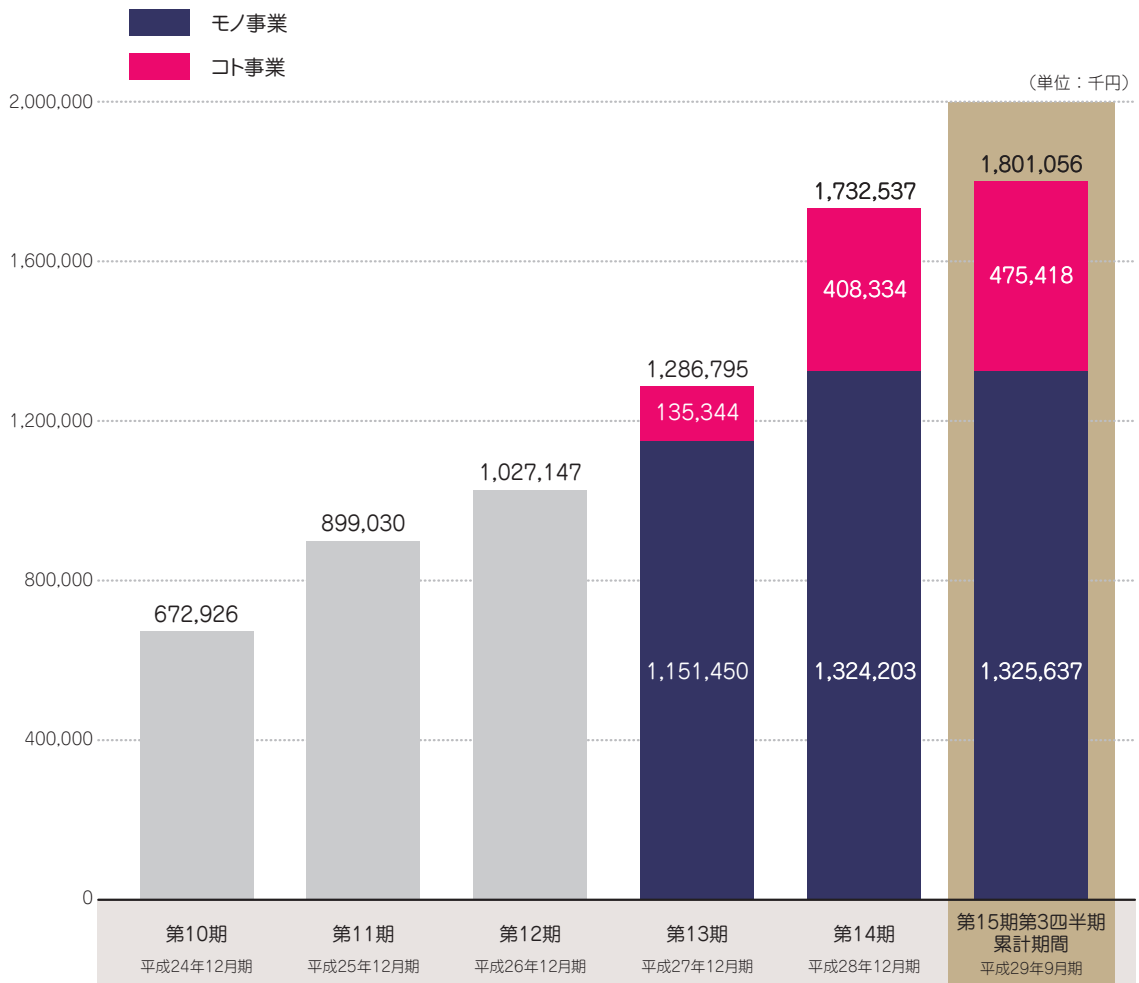
1 事業の概況

経営理念

日本のカルチャーを世界へ

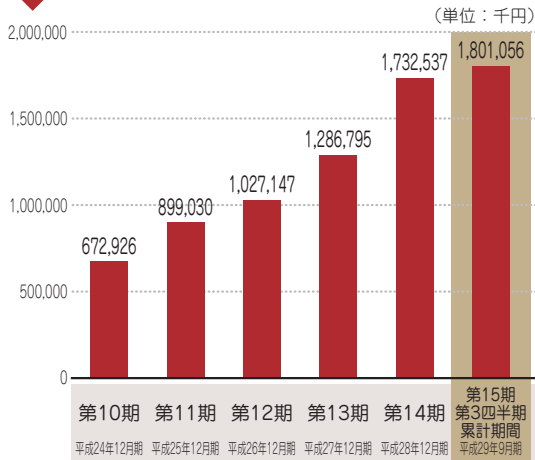
当社は『日本のカルチャーを世界へ』を経営理念に、「日本文化を感じるモノを作り販売する」モノ事業と「日本文化の良さを体験してもらう」コト事業の2つの事業を運営しています。

売上高推移

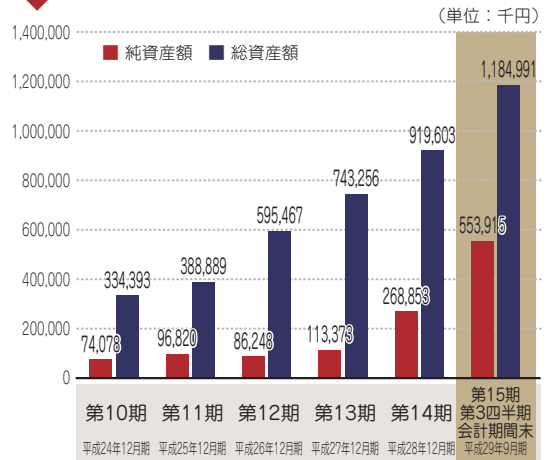


(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

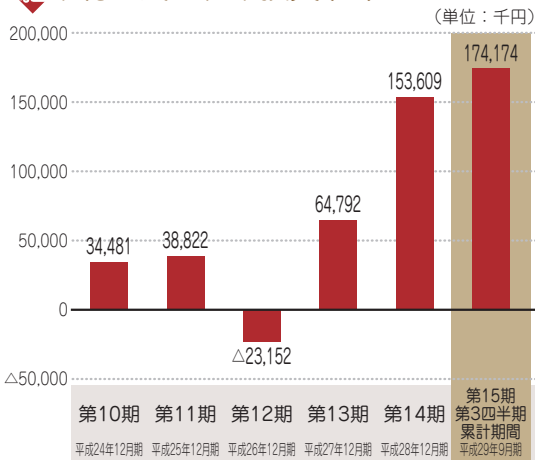
売上高



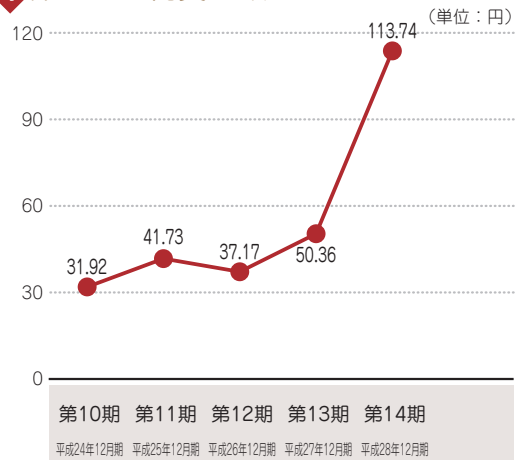
純資産額 / 総資産額



経常利益又は経常損失(△)

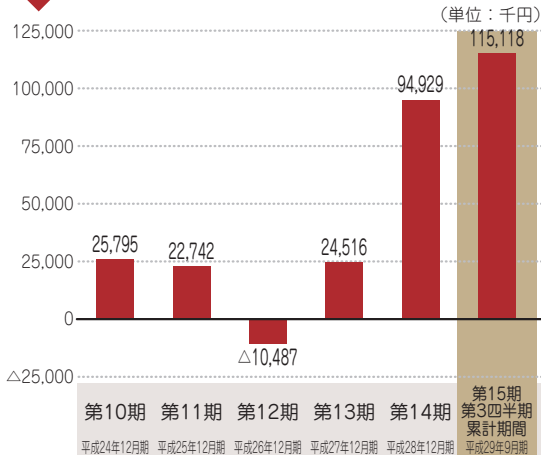


1株当たり純資産額

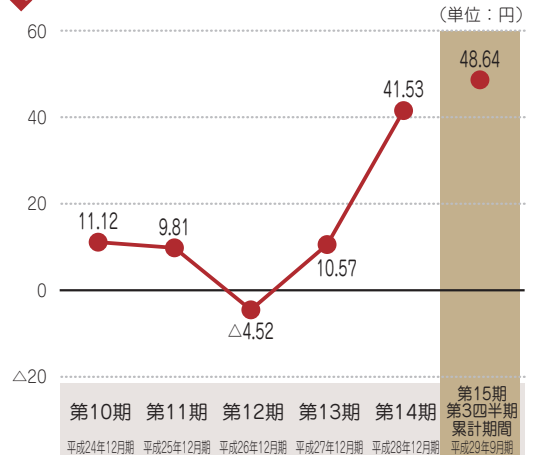


(注)当社は、平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)当社は、平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。上記では、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3 事業の内容

当社が製品・サービスのテーマに掲げる“日本のカルチャー”とは、日本の風土そのもの、またそれにより育まれた日本人の民族性、生活様式/習慣、或いはそれらに影響を受けた人々が生み出してきた哲学や思想、文化・芸術や技術の賜物です。伝統と革新の両面で、日本という国を象徴するあらゆるモノ、そこに住む我々日本人を形づくってきたあらゆるコトを言います。

2つの事業のいずれにおいても、インターネット上での周知・拡散を集客手段の基本とし、京都をはじめとした国内の主要都市/観光地においてドミナント出店^(注)を行うことで、お客様が最初に接点を持った1店舗/媒体を入口に、他店舗/他媒体への興味・関心を喚起することで、お客様に複数の製品と購買機会を提供するビジネスモデルを展開しています。

(注)「ドミナント出店」とは、小売業が特定の地域に集中して出店し、管理や販促等の効率化やコスト削減を図ることをいいます。

(1) モノ事業

モノ事業は、企画・デザインから製造、販売までを自社で徹底して管理する製造小売業、いわゆるSPA（「Specialty store retailer of Private label Apparel」の略語）の事業形態を取っております。店舗の空間設計や施工、オムニチャネル化を可能としたECサイトの開発・運用まで一貫して管理する事業形態を取ることで、効率のかつ高収益を目指した小売業を展開しています。

また、小売業で蓄積したノウハウを武器に、他企業へのOEM提案を行っています。

①小売部門

【かんざし屋wargo】、【かすう工房】、【おびどめ屋wargo】、【北斎グラフィック】、【ゆかた屋hiyori】及び【箬や万作】の6ブランドの商品を、京都をはじめ国内の主要都市/観光地に【かんざし屋wargo】、【北斎グラフィック】、【箬や万作】及び【WARGO】*の4業態44店舗で展開しております。（平成29年12月31日現在）

店舗出店の他、ECサイト（自社2媒体「wargo NIPPON」「アニミックススタイル」、他社2媒体「Amazon」「Yahoo!ショッピング」）における販売及び催事場による販売も行っております。

いずれのブランドにおいてもオリジナルデザインを中心に、伝統工芸から人気キャラクターまで様々なコラボ商品も手掛けており、1商材に対する商品数の充実に注力し、多種多様な顧客ニーズに対応しております。また、お客様が楽しみながらお買い物をして頂ける店造りを追求しております。

各ブランドの主な特徴は以下のとおりです。

*【WARGO】とは、「6ブランドのうち複数ブランドの商品を取り扱う複合店舗」をいいます。

ブランド名	主な特徴
【かんざし屋wargo】	平成17年のブランド発足から当事業の主力ブランドであり、かんざしをメイン商材に【かんざし屋wargo】業態で展開しております。 漆やべっ甲といった高級素材やカジュアルなとんぼ玉、羽や硝子、コサージュやピアスなど華やかさ、可愛らしさを演出する多様な素材を使い、バラエティ豊かな商品を展開しています。
【かすう工房】	和柄のシルバークセサリーが象徴的なアクセサリーをメイン商材としたブランドであり、独自の店舗を持たずに主に【WARGO】にて販売しております。 重厚な趣きのシルバー素材のみならず、経年劣化しにくい真鍮素材、天然石や植物繊維などの非金属材料を取り込んだり、指輪やピアス、ネックレスなどオーソドックスなアイテムに加え、ペンダントヘッドや携帯チャームなど多用途な根付を定番アイテムに採用しています。
【北斎グラフィック】	傘をメイン商材としたブランドであり、【北斎グラフィック】業態で展開しております。 和柄テキスタイルの16本骨長傘、折畳傘、日傘、ビニール素材にデザインを配した透明傘（ビニール傘）、シックな色使いが特徴の24本骨蛇の目傘、日本伝統の番傘、大胆なモダンデザインの舞妓傘など、和傘屋ならではの商品を多数取り扱っています。
【箬や万作】	平成29年6月に発足した箬をメイン商材としたブランドであり、【箬や万作】業態で展開しております。 箬と箬置きの種類の高さに加え、出産祝、結婚祝、卒業祝など生活の中にある「めでたい日」に着目したギフトBOXも取り揃えています。
【ゆかた屋hiyori】	浴衣をメイン商材としたブランドであり、独自の店舗を持たずに主に催事場において販売しており、平成28年年間実績として15箇所にて販売を行いました。 日本のカルチャーを追求し続けてきた当社ならではの個性的なデザインの和装ブランドであり花や金魚などの定番モチーフから人魚姫や海月のようなレアモチーフまで、奥行きのある色使いとデザインで、かんざし同様、消費者に浴衣の新たなイメージを提案しております。
【おびどめ屋wargo】	帯留めをメイン商材に展開するブランドであり、独自の店舗を持たずに主に【WARGO】にて販売しております。 九谷焼などの伝統工芸からキャラクターや帯留め作家とのコラボ商品まで幅広い商品を展開するほか、ブローチ金具やチョーカー、ベルトなどのサブアイテムも併せて提供しています。



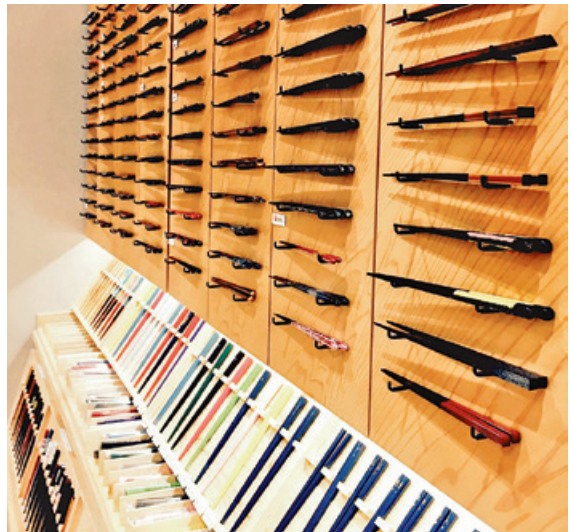
【かんざしwargo】のかんざしの商品例



【北斎グラフィック】の傘の商品例



【かすう工房】のシルバーアクセサリーの商品例



【箆や万作】の箆の商品例

②OEM部門

当社は、アニメ、マンガ、ゲーム及びそのキャラクターグッズなどクールジャパンの筆頭に挙げられるサブカルチャーコンテンツを手掛ける企業を主要取引先として、自社商品の製造過程で培ってきた国内外の多数の提携工場とのリレーションを活かした、原価を抑え、品質を維持した小ロット生産にも対応できるOEMサービスを提供しております。

シルバーアクセサリー、かんざし、化粧箱、天然石ネックレス、サングラス・メガネ、バックル、帽子、ジュエリー、ピンバッジ・社章、傘、レザー製品、箆といった幅広い商材を提案していることから、商材毎に特化した12のOEM制作サイト（平成29年12月31日現在）を新規顧客開拓の主要手段とし、営業スタッフは提案活動に注力できる体制を整え、1企業に多商材を提案することで長期的な取引関係を構築しています。

長年に亘る小売店舗の運営経験を活かし、市場トレンド・消費者ニーズに関する豊富な知見を根拠とした提案が可能であること、また社内にデザイナーを抱えていることからデザイナーと顧客との間で直接コミュニケーションが可能であることなどが特徴に挙げられます。

(2) コト事業

〔きものレンタルwargo〕の業態で京都をはじめ国内の主要都市/観光地に11店舗（平成29年12月31日現在）を出店する他、ECサイトからも着物レンタルを提供しております。

なお、京都府では〔京都きものレンタルwargo〕及び京都府以外の地域では〔きものレンタルwargo〕の店舗名で事業展開しております。

観光や冠婚葬祭で着る着物のレンタルはもちろん、着付けや荷物のお預かり、ヘアセットまで提供し手ぶらで着物を楽しめる店舗、及びECサイトで着物一式を借りることができる宅配着物レンタルサービスを運営しております。

①観光部門

“世界中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、京都をはじめ国内の主要都市/観光地の実店舗で観光客向けの着物をレンタルしております。

着物を着慣れない現代の若者や外国人でも扱いやすいポリエステル素材の着物を、着付け無料で貸し出すことで、誰もが気軽に日本古来の装いと接点を持てる機会を提供しています。

インバウンド（訪日外国人）需要にも応えるために自社開発のECサイトを12か国語で展開し、レンタル料金の事前決済まで自国の言葉で不安なく行える個人旅行者の主要集客手段としているほか、メディア・イベントへの衣装協力、ソーシャルリーダー^(注)とのコラボ企画などによる国内外認知度向上にも力を入れております。また、アジア各地に出向いて現地旅行代理店と直接提携交渉を行うなど、団体旅行者にもリーチを広げております。

(注)「ソーシャルリーダー」とは、「FacebookやInstagramをはじめとするSNS等において影響力が高い者」をいいます。



京都駅前京都タワー店の店内の様子

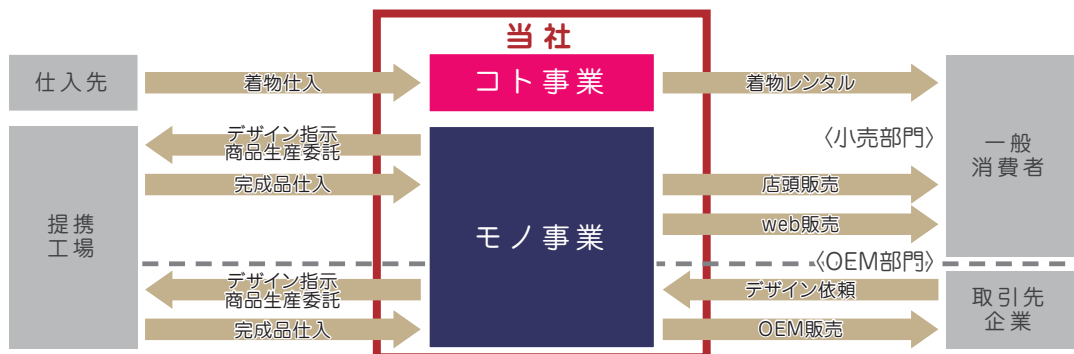


着付けの様子

②冠婚葬祭部門

“日本中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、特に需要の多い都市部の実店舗とECサイト（宅配きものレンタルwargo）で、出生、進入学、成人、就職、結婚などライフイベント向けの着物をレンタルしております。

事業系統図



店舗一覧

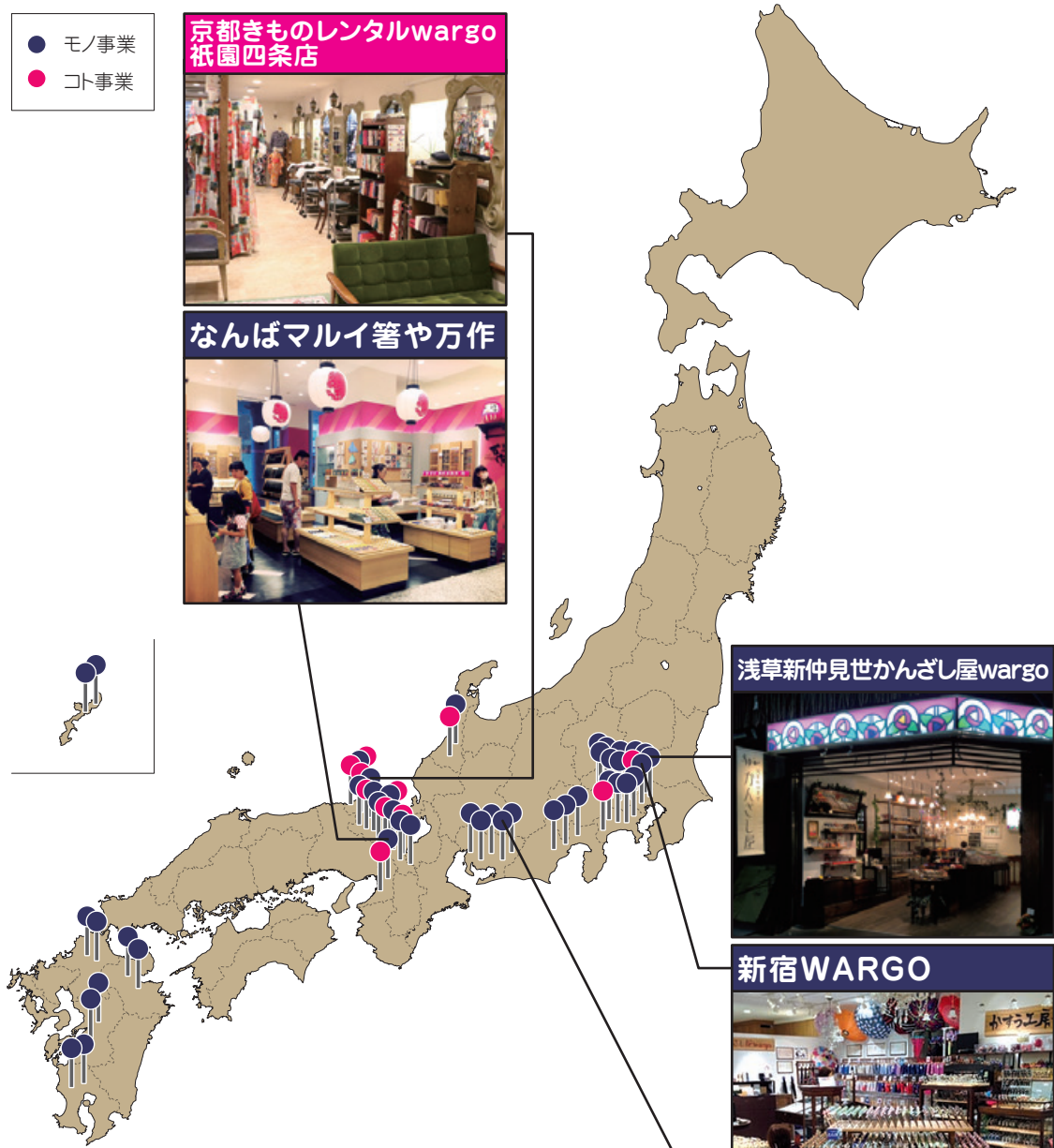
(平成29年12月31日現在)

- モノ事業
- コト事業

京都きものレンタルwargo 祇園四条店



なんばマルイ箸や万作



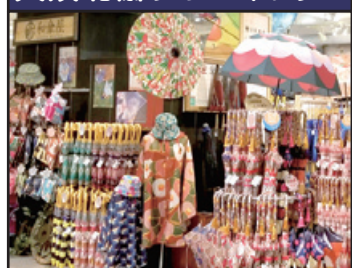
浅草新仲見世かんざし屋wargo



新宿WARGO



大須北斎グラフィック



<業態別出店数>

セグメント	業態	平成29年12月末 店舗数
モノ事業	かんざし屋wargo	16
	北斎グラフィック	17
	箸や万作	7
	WARGO	4
	モノ事業合計	44
コト事業	きものレンタルwargo	11
	コト事業合計	11
合計		55

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	25
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	29
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. 株価の推移	42
5. 役員の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	46

第5	経理の状況	53
1.	財務諸表等	54
(1)	財務諸表	54
(2)	主な資産及び負債の内容	107
(3)	その他	109
第6	提出会社の株式事務の概要	131
第7	提出会社の参考情報	132
1.	提出会社の親会社等の情報	132
2.	その他の参考情報	132
第四部	株式公開情報	133
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	133
第2	第三者割当等の概況	137
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	137
2.	取得者の概況	140
3.	取得者の株式等の移動状況	142
第3	株主の状況	143
	[監査報告書]	145

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月23日
【会社名】	株式会社和心
【英訳名】	Wagokoro co., ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 森 智宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	03-5785-0556
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宮原 優
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	03-5785-0556
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 宮原 優
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 399,330,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 184,680,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 98,172,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	290,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
- 平成30年2月23日開催の取締役会決議によっております。
 - 発行数については、平成30年3月12日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 - 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による
売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案した上で、60,600株を上限として、SMB C日興証券
株式会社が当社株主である森智宏（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下
「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる
売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる
売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、平成30年2月23日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による
売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式60,600株の新規
発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又
は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
 - 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参
照ください。
 - 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年3月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	290,000	399,330,000	216,108,000
計（総発行株式）	290,000	399,330,000	216,108,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成30年2月23日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年3月20日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,620円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は469,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年3月22日(木) 至 平成30年3月27日(火)	未定 (注) 4	平成30年3月28日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年3月12日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年3月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定されます。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年3月20日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年3月20日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年3月29日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記「① 申込取扱場所」へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成30年3月13日から平成30年3月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目7番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
計	—	290,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年3月12日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年3月20日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
432,216,000	6,000,000	426,216,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,620円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額426,216千円については本第三者割当増資の手取概算額上限89,914千円と合わせて、手取概算額合計上限516,130千円について、設備投資資金、システム投資資金及び増床資金に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

- ① 当社の事業拡大を目的とした新規出店のための設備投資資金として348,606千円(平成30年12月期に出店予定の31店舗に168,606千円、平成31年12月期に出店予定の30店舗に180,000千円)を充当する予定であります。
- ② システムの機能強化等を目的としたシステム投資資金として142,200千円(ECサイト、着物予約サイト及び着付け師マッチングアプリK2Kの機能強化並びに社内基幹システムの刷新を目的に平成30年12月期に72,600千円、平成31年12月期に69,600千円)を充当する予定であります。
- ③ 事業拡大に伴う本社オフィスの増床に係る資金の一部として平成31年12月期に25,000千円を充当する予定であります。

残額につきましては、平成31年12月期までにコト事業における集客力向上を目的とした広告宣伝費の一部に充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融資産等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年3月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	114,000	184,680,000	東京都渋谷区 森 智宏 93,000株
				東京都新宿区 最上 夢人 17,400株
				東京都江戸川区 藤山 恵莉香 3,600株
計(総売出株式)	—	114,000	184,680,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 3月22日(木) 至 平成30年 3月27日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年3月20日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	60,600	98,172,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	60,600	98,172,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,620円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 3月22日(木) 至 平成30年 3月27日(火)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、60,600株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、平成30年4月20日を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成30年4月20日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年3月20日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシュエアプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年2月23日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 60,600株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注) 2
(4)	払込期日	平成30年4月25日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、平成30年3月12日開催予定の取締役会において決定されます。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成30年3月20日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ貸株人である森智宏、売出人である最上夢人及び藤山恵莉香、当社株主である株式会社フォレスト、中村彰一、羽原加奈子、株式会社ブレア、株式会社きゅうべえ、株式会社大陽リアルティ、白潟総合研究所株式会社、有限会社山田総合事務所及び株式会社アパレル・コンサルティング、当社役員かつ当社新株予約権者である宮原優、木村耕治及び白潟敏朗並びに当社新株予約権者である若槻愛、神林祐己、山田奨、上野亨、今西頼久及び熊谷学は、SMB C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成30年9月24日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高	(千円)	672,926	899,030	1,027,147	1,286,795	1,732,537
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	34,481	38,822	△23,152	64,792	153,609
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	25,795	22,742	△10,487	24,516	94,929
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	71,700	50,000	50,000	50,000	79,850
発行済株式総数						
普通株式	(株)	773	773	773	773	7,879
A種種類株式		—	—	—	128	—
純資産額	(千円)	74,078	96,820	86,248	113,373	268,853
総資産額	(千円)	334,393	388,889	595,467	743,256	919,603
1株当たり純資産額	(円)	95,763.05	125,184.52	111,507.89	50.36	113.74
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	33,371.02	29,421.47	△13,566.92	10.57	41.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	22.1	24.9	14.5	15.3	29.3
自己資本利益率	(%)	42.2	26.6	△11.5	24.6	49.7
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	171,911	21,978
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△74,132	△147,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	60,148	7,901
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	340,631	223,347
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	30 (46)	30 (68)	32 (114)	49 (165)	68 (214)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第12期において経常損失及び当期純損失を計上している主な要因は会計方針の変更の影響によるものであります。
8. 当社は第13期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第10期、第11期及び第12期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
9. 第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第10期、第11期及び第12期の財務諸表につきましては、監査を受けておりません。
10. 第13期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

当社は、平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

11. 当社は、平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
1株当たり純資産額 (円)	31.92	41.73	37.17	50.36	113.74
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	11.12	9.81	△4.52	10.57	41.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社の代表取締役である森智宏は、平成9年にアクセサリブランド「かすう工房」を立ち上げました。同級生であった専務取締役の最上夢人、取締役の宮原優との3名で、デザインフェスタやフリーマーケットへの出店を開始し、シルバーアクセサリを販売するため日本市場で最も流通量の多いタイ製のシルバーを求め、バンコク近郊に頻繁に足を運びました。

その結果、良質なデザインとタイの高い技術力を1つにした、原価を抑え、品質を維持したシルバーアクセサリの供給体制を確立し、平成10年にはOEM事業を開始、法人化に向けた収益の安定を目指しました。

平成11年2月には、自社ブランドである「かすう工房」の初の直営店舗を東京・代官山にオープン、和柄をモチーフとしたシルバーアクセサリの販売により顧客を増やし、平成15年2月、当社の法人化に至りました。

年月	事業の変遷
平成15年2月	東京都渋谷区代官山に装飾品の企画・製造を目的として、資本金1,000万円で株式会社和心を設立
平成15年6月	本社を東京都世田谷区北沢に移転
平成15年9月	東京都世田谷区北沢に装飾品の販売を目的として、資本金300万円で有限会社かすう工房を設立
平成16年4月	東京都世田谷区北沢に装飾品の販売を目的として、資本金300万円で有限会社風垂を設立
平成16年8月	本社を東京都世田谷区代沢に移転
平成17年6月	かんざしブランド「かんざし屋wargo」発足、直営店舗各店で販売を開始
平成17年11月	事業拡大の為、本社を東京都渋谷区渋谷に移転
平成18年3月	有限会社かすう工房及び有限会社風垂を吸収合併
平成18年8月	直営ECサイト「wargo NIPPON」オープン
平成19年8月	京都府京都市に初の関西エリア進出となる「京都かすう工房」オープン
平成20年1月	事業拡大の為、本社を東京都杉並区清水に移転
平成20年6月	レディースアパレルブランド「hiyori」発足（平成27年終了） アニメ・マンガをモチーフとした直営ECサイト「アニミックスタイル」オープン
平成21年2月	東京都新宿区・新宿マルイワン内に「新宿かすう工房」、「新宿かんざし屋wargo」2店舗オープン
平成23年10月	神奈川県横浜市・横浜赤レンガ倉庫に初の複合ブランド店舗となる「赤レンガWARGO」オープン
平成24年1月	事業拡大の為、本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷（現在地）に移転
平成24年5月	東京都墨田区・東京ソラマチ内に「東京スカイツリータウンソラマチかんざし屋wargo」オープン
平成24年6月	OEM制作サイト「和心シルバー鑄造・研磨工場」、「ベルトバックル製造工場 和心金属工業」オープン
平成24年10月	OEM制作サイト「かんざし工房和心」、「ジュエリー・アクセサリボックス和心箱製作所」オープン
平成25年6月	OEM制作サイト「オリジナルサングラス工房和心」、「褒章・ピンバッジ製造 和心金属加工工場」オープン
平成25年9月	OEM制作サイト「天然石プレスレットOEM専門工場和心」オープン
平成25年10月	新宿マルイワン営業終了にともない「新宿かすう工房」、「新宿かんざし屋wargo」を「新宿WARGO」に統合、新宿マルイアネックスに移転リニューアルオープン
平成25年11月	OEM制作サイト「帽子屋和心 OEM製作工場」、「WAGOKOROジュエリー貴金属製造工場」オープン
平成26年3月	京都府京都市に「二年坂かすう工房」（現 二年坂北斎グラフィック）オープン 沖縄県那覇市に「那覇国際通りかんざし屋wargo」オープン
平成26年6月	事業拡大の為、京都府京都市中京区に京都河原町事務所を新設
平成26年9月	京都府京都市に「新京極かすう製作所」（現 新京極WARGO）オープン
平成26年10月	新業態（コト事業）の観光着物レンタル事業「きものレンタルwargo」発足 京都府京都市に「京都きものレンタルwargo清水坂店」を含む4店舗同時オープン
平成26年12月	東京都台東区にて「浅草新仲見世かんざし屋wargo」オープン
平成27年5月	傘ブランド「北斎グラフィック」及び帯留めブランド「おびどめ屋wargo」発足 福岡県福岡市・福岡PARCO内に傘ブランド「福岡天神北斎グラフィック」オープン
平成27年6月	京都府京都市・京都タワービル内に「京都タワーかんざし屋wargo」（平成28年閉店）、「京都きものレンタルwargo京都駅前京都タワー店」オープン

年月	事業の変遷
平成27年7月	初のアウトレット店舗「那覇国際通り北斎グラフィックアウトレット」オープン
平成27年11月	京都府京都市に「京都きものレンタルwargo祇園四条店」オープン
平成28年1月	「きものレンタルwargo」で冠婚葬祭向け着物レンタルを開始 東京都台東区に「きものレンタルwargo東京浅草店」オープン
平成28年4月	事業拡大の為、京都府京都市下京区に京都事務所を新設し京都河原町事務所の機能を移管 京都コールセンター・京都ロジスティックセンターを同時開設
平成28年5月	神奈川県鎌倉市にて「きものレンタルwargo鎌倉小町店」オープン
平成28年6月	浴衣ブランド「ゆかた屋hiyori」発足
平成28年10月	神奈川県鎌倉市に「鎌倉小町かんどし屋wargo／鎌倉小町北斎グラフィック」オープン 石川県金沢市に「きものレンタルwargo金沢香林坊店」オープン
平成29年2月	京都府京都市に「京都きものレンタルwargo嵐山駅前店」、「京都きものレンタルwargoプチ祇園四条店」オープン
平成29年4月	京都府京都市に「京都きものレンタルwargoプチ京都駅前店」、「京都きものレンタルwargoフォーマル京都タワー店」オープン
平成29年6月	箸ブランド「箸や万作」発足 京都府京都市に「京錦 箸や万作」オープン
平成29年7月	OEM制作サイト「和心 箸専門OEMサイト」オープン

3 【事業の内容】

当社は『日本のカルチャーを世界へ』を経営理念に、「日本文化を感じるモノを作り販売する」モノ事業と「日本文化の良さを体験してもらう」コト事業の2つの事業を運営しています。

当社が製品・サービスのテーマに掲げる“日本のカルチャー”とは、日本の風土そのもの、またそれにより育まれた日本人の民族性、生活様式／習慣、或いはそれらに影響を受けた人々が生み出してきた哲学や思想、文化・芸術や技術の賜物です。伝統と革新の両面で、日本という国を象徴するあらゆるモノ、そこに住む我々日本人を形づくってきたあらゆるコトを言います。

2つの事業のいずれにおいても、インターネット上での周知・拡散を集客手段の基本とし、京都をはじめとした国内の主要都市／観光地においてドミナント出店（注）を行うことで、お客様が最初に接点を持った1店舗／媒体を入口に、他店舗／他媒体への興味・関心を喚起することで、お客様に複数の製品と購買機会を提供するビジネスモデルを展開しています。

（注）「ドミナント出店」とは、小売業が特定の地域に集中して出店し、管理や販促等の効率化やコスト削減を図ることをいいます。

(1) モノ事業

モノ事業は、企画・デザインから製造、販売までを自社で徹底して管理する製造小売業、いわゆるSPA（「Specialty store retailer of Private label Apparel」の略語）の事業形態を取っております。店舗の空間設計や施工、オムニチャネル化を可能としたECサイトの開発・運用まで一貫して管理する事業形態を取ることで、効率的かつ高収益を目指した小売業を展開しています。

また、小売業で蓄積したノウハウを武器に、他企業へのOEM提案を行っています。

① 小売部門

[かんざし屋wargo]、[かすう工房]、[おびどめ屋wargo]、[北斎グラフィック]、[ゆかた屋hiyori]及び[箸や万作]の6ブランドの商品を、京都をはじめ国内の主要都市／観光地に[kanざし屋wargo]、[北斎グラフィック]、[箸や万作]及び[WARGO]※の4業態44店舗で展開しております。（平成29年12月31日現在）

店舗出店の他、ECサイト（自社2媒体「wargo NIPPON」「アニミックスタイル」、他社2媒体「Amazon」「Yahoo!ショッピング」）における販売及び催事場による販売も行っております。

いずれのブランドにおいてもオリジナルデザインを中心に、伝統工芸から人気キャラクターまで様々なコラボ商品も手掛けており、1商材に対する商品数の充実に注力し、多種多様な顧客ニーズに対応しております。また、お客様が楽しみながらお買い物をして頂ける店造りを追求しております。

各ブランドの主な特徴は以下のとおりです。

※ [WARGO]とは、「6ブランドのうち複数ブランドの商品を取り扱う複合店舗」をいいます。

ブランド名	主な特徴
[かんざし屋wargo]	平成17年のブランド発足から当事業の主力ブランドであり、かんざしをメイン商材に[kanざし屋wargo]業態で展開しております。 漆やべっ甲といった高級素材やカジュアルなとんぼ玉、羽や硝子、コサージュやビーズなど華やかさ、可愛らしさを演出する多様な素材を使い、バラエティ豊かな商品を展開しています。
[かすう工房]	和柄のシルバーアクセサリが象徴的なアクセサリをメイン商材としたブランドであり、独自の店舗を持たずに主に[WARGO]にて販売しております。 重厚な趣きのシルバー素材のみならず、経年劣化しにくい真鍮素材、天然石や植物繊維などの非金属材料を取り込んだり、指輪やピアス、ネックレスなどオーソドックスなアイテムに加え、ペンダントヘッドや携帯チャームなど多用途な根付を定番アイテムに採用しています。
[北斎グラフィック]	傘をメイン商材としたブランドであり、[北斎グラフィック]業態で展開しております。 和柄テキスタイルの16本骨長傘、折畳傘、日傘、ビニール素材にデザインを配した透明傘（ビニール傘）、シックな色使いが特徴の24本骨蛇の目傘、日本伝統の番傘、大胆なモダンデザインの舞妓傘など、和傘屋ならではの商品を多数取り扱っています。
[箸や万作]	平成29年6月に発足した箸をメイン商材としたブランドであり、[箸や万作]業態で展開しております。 箸と箸置きの種類の高さに加え、出産祝、結婚祝、卒業祝など生活の中にある「めでたい日」に着目したギフトBOXも取り揃えています。

ブランド名	主な特徴
[ゆかた屋hiyori]	浴衣をメイン商材としたブランドであり、独自の店舗を持たずに主に催事場において販売しており、平成28年年間実績として15箇所にて販売を行いました。 日本のカルチャーを追求し続けてきた当社ならではの個性的なデザインの和装ブランドであり花や金魚などの定番モチーフから人魚姫や海月のようなレアモチーフまで、奥行きのある色使いとデザインで、かんざし同様、消費者に浴衣の新たなイメージを提案しております。
[おびどめ屋wargo]	帯留めをメイン商材に展開するブランドであり、独自の店舗を持たずに主に [WARGO] にて販売しております。 九谷焼などの伝統工芸からキャラクターや帯留め作家とのコラボ商品まで幅広い商品を展開するほか、ブローチ金具やチョーカー、ベルトなどのサブアイテムも併せて提供しています。

② OEM部門

当社は、アニメ、マンガ、ゲーム及びそのキャラクターグッズなどクールジャパンの筆頭に挙げられるサブカルチャーコンテンツを手掛ける企業を主要取引先として、自社商品の製造過程で培ってきた国内外の多数の提携工場とのリレーションを活かした、原価を抑え、品質を維持した小ロット生産にも対応できるOEMサービスを提供しております。

シルバーアクセサリ、かんざし、化粧箱、天然石ネックレス、サングラス・メガネ、バックル、帽子、ジュエリー、ピンバッジ・社章、傘、レザー製品、箸といった幅広い商材を提案していることから、商材毎に特化した12のOEM制作サイト（平成29年12月31日現在）を新規顧客開拓の主要手段とし、営業スタッフは提案活動に注力できる体制を整え、1企業に多商材を提案することで長期的な取引関係を構築しています。

長年にわたる小売店舗の運営経験を活かし、市場トレンド・消費者ニーズに関する豊富な知見を根拠とした提案が可能であること、また社内にデザイナーを抱えていることからデザイナーと顧客との間で直接コミュニケーションが可能であることなどが特徴に挙げられます。

(2) コト事業

[きものレンタルwargo] の業態で京都をはじめ国内の主要都市／観光地に11店舗（平成29年12月31日現在）を出店する他、ECサイトからも着物レンタルを提供しております。

なお、京都府では[京都きものレンタルwargo] 及び京都府以外の地域では[きものレンタルwargo] の店舗名で事業展開しております。

観光や冠婚葬祭で着る着物のレンタルはもちろん、着付けや荷物のお預かり、ヘアセットまで提供し手ぶらで着物を楽しめる店舗、及びECサイトで着物一式を借りることができる宅配着物レンタルサービスを運営しております。

① 観光部門

“世界中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、京都をはじめ国内の主要都市／観光地の実店舗で観光客向けの着物をレンタルしております。

着物を着慣れない現代の若者や外国人でも扱いやすいポリエステル素材の着物を、着付け無料で貸し出すことで、誰もが気軽に日本古来の装いと接点を持てる機会を提供しています。

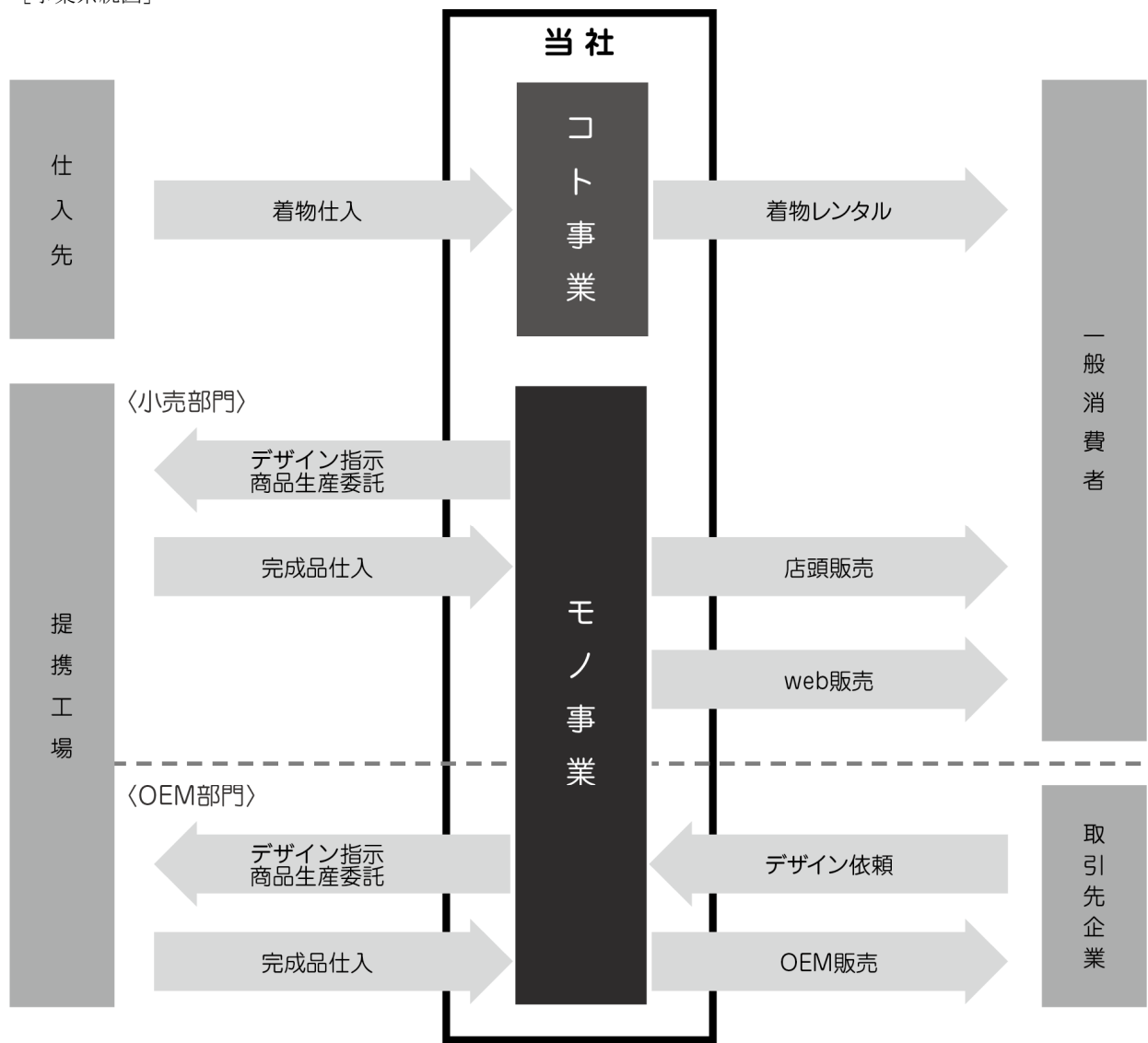
インバウンド（訪日外国人）需要にも応えるために自社開発のECサイトを12か国語で展開し、レンタル料金の事前決済まで自国の言葉で不安なく行える個人旅行者の主要集客手段としているほか、メディア・イベントへの衣装協力、ソーシャルリーダー（注）とのコラボ企画などによる国内外認知度向上にも力を入れております。また、アジア各地に出向いて現地旅行代理店と直接提携交渉を行うなど、団体旅行者にもリーチを広げております。

（注） 「ソーシャルリーダー」とは、「FacebookやInstagramをはじめとするSNS等において影響力が高い者」をいいます。

② 冠婚葬祭部門

“日本中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、特に需要の多い都市部の実店舗とECサイト（宅配きものレンタルwargo）で、出生、進入学、成人、就職、結婚などライフイベント向けの着物をレンタルしております。

[事業系統図]



各セグメントにおける都道府県別及び業態別の店舗状況は次のとおりであります。

<都道府県別>

セグメント	都道府県	平成28年12月末店舗数	平成29年12月末店舗数
モノ事業	東京都	7	12
	神奈川県	4	4
	静岡県	1	3
	愛知県	2	5
	石川県	—	1
	京都府	8	8
	大阪府	—	1
	福岡県	2	2
	大分県	2	2
	熊本県	2	2
	鹿児島県	2	2
	沖縄県	2	2
	モノ事業合計	32	44
	コト事業	東京都	1
神奈川県		1	1
石川県		1	1
京都府		4	7
大阪府		1	1
コト事業合計		8	11
合計		40	55

<業態別>

セグメント	業態	平成28年12月末店舗数	平成29年12月末店舗数
モノ事業	かんざし屋wargo	16	16
	かすう工房	1	—
	北斎グラフィック	10	17
	箸や万作	—	7
	WARGO	5	4
	モノ事業合計	32	44
コト事業	きものレンタルwargo	8	11
	コト事業合計	8	11
合計		40	55

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
100(366)	28.9	1.6	3,186

セグメントの名称	従業員数（人）
モノ事業	49 (142)
コト事業	11 (203)
全社（共通）	40 (21)
合計	100 (366)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属している従業員であります。
4. 従業員数が最近1年間において32名増加しております。これは主として事業拡大のため人員採用を積極的に行ったためであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当事業年度のわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策を背景に、緩やかな回復基調が続きましたが、一方で、世界経済の減速懸念や英国のEU離脱問題等、景気の先行きは依然として不透明な状況のまま推移しました。

このような経済環境の下、当社は、モノ事業及びコト事業において、競合他社との差別化の更なる強化を図り、お客様に選んでいただける店舗となるべく取り組みを行いました。

その結果、当事業年度の業績は、売上高1,732,537千円（前年同期比34.6%増）、営業利益157,241千円（同127.4%増）、経常利益153,609千円（同137.1%増）、当期純利益は94,929千円（同287.2%増）となりました。各セグメントの業績は、次のとおりであります。

（モノ事業）

モノ事業においては、[北斎グラフィック] 6店舗、[かんざし屋wargo] 3店舗を観光地中心に新規出店を行いました。その結果、当事業年度末においては32店舗となりました。また、既存店も好調に推移しました。

当社運営のECサイトにおける当社ブランド及びゲームやアニメのほかキャラクターとコラボした作品などの製品の販売が順調に推移しました。

更に、OEMにおいて、シルバーアクセサリ、かんざし、化粧箱、サングラス・メガネ、バックル、帽子、ピンバッチ・社章、傘と幅広い商材を、原価を抑え、品質を維持して提供しました。また、小ロット生産にも対応しました。

その結果、モノ事業の売上高は1,324,203千円（前年同期比15.0%増）、セグメント利益は353,290千円（前年同期比67.0%増）となりました。

（コト事業）

コト事業においては、[きものレンタルwargo] 3店舗の新規出店を行いました。その結果、当事業年度末において8店舗となりました。こうした店舗数の増加が売上高及びセグメント利益の増加に繋がりました。

その結果、コト事業の売上高は408,334千円（前年同期比201.7%増）、セグメント利益は116,063千円（前年同期比546.0%増）となりました。

第15第3四半期累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、世界各国で景気回復が進む中、個人消費と設備投資を中心とした内需が牽引役となり、景気持ち直しの動きが続きました。一方で、東アジア地域の地政学リスクなどは依然解消されず、先行きに対する慎重な見方が維持される中で推移してまいりました。

このような経済環境の下、モノ事業及びコト事業が引き続き順調に推移したことから、売上高は1,801,056千円となりました。また、引き続き原価の抑制に努めたことの影響等から、営業利益は173,871千円、経常利益は174,174千円、四半期純利益は115,118千円となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

（モノ事業）

モノ事業は、[北斎グラフィック] 5店舗、[箸や万作] 4店舗の新規出店を行いました。その結果、当第3四半期累計期間末においては41店舗となりました。また、既存店が順調に推移したことにより、売上高の増加に繋がりました。

その結果、売上高は1,325,637千円、セグメント利益は329,297千円となりました。

（コト事業）

コト事業は、[きものレンタルwargo] 4店舗の新規出店を行いました。その結果、当第3四半期累計期間末においては11店舗となりました。また、既存店が順調に推移したことにより、売上高の増加に繋がりました。

その結果、売上高は475,418千円、セグメント利益は174,411千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前事業年度末に比べ117,283千円減少し223,347千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、税引前当期純利益152,770千円を計上したものの、たな卸資産の増加額123,917千円、売上債権の増加額28,841千円、法人税等の支払額23,665千円等の影響により、21,978千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出54,476千円、無形固定資産の取得による支出38,769千円、定期預金の預入による支出44,500千円等の影響により、147,164千円となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、長期借入金の返済による支出320,491千円を計上したものの、長期借入れによる収入270,000千円、株式の発行による収入59,700千円等の影響により、7,901千円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

第14期事業年度及び第15期第3四半期累計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第15期第3四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
モノ事業	456,567	142.2	411,737

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

第14期事業年度及び第15期第3四半期累計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)				第15期第3四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)
モノ事業	187,548	93.5	34,793	126.1	167,982

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. モノ事業で行っているOEM販売について集計しております。

(4) 販売実績

第14期事業年度及び第15期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第14期事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		第15期第3四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上高 (千円)
モノ事業	1,324,203	115.0	1,325,637
コト事業	408,334	301.7	475,418
合計	1,732,537	134.6	1,801,056

(注) 1. 最近2事業年度及び第15期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(経営方針)

当社が掲げる経営理念『日本のカルチャーを世界へ』の“日本のカルチャー”とは、日本の風土そのもの、またそれにより育まれた日本人の民族性、生活様式／習慣、或いはそれらに影響を受けた人々が生み出してきた哲学や思想、文化・芸術や技術の賜物です。当社は、そういった“日本のカルチャー”を1人でも多くの方に実感できる場を提供することを通じて、日本のみならず世界のみならずを幸せにすることが、当社の存在意義であると考えております。

(経営戦略)

伝統と革新の両面で、日本という国を象徴するあらゆるモノとそこに住む我々日本人を形づくってきたあらゆるコトの2軸のサービスを提供しており、①モノ事業の新規ブランドの開発、②コト事業の新規体験サービスの開発並びに①②に共通するIT技術革新への対応及び新規出店の加速を実現し、さらなる事業拡大を目指して参ります。

(経営環境及び対処すべき課題)

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。なお、当社が運営する事業は、物品の販売を行うモノ事業とサービスの提供を行うコト事業に大別されます。

(1) 事業推進上の課題

① 好立地・好条件の物件獲得

当社の事業発展には、好立地好条件物件への新規出店を継続的に行うことが重要と考えております。

当社は複数ルートからの物件情報収集と積極的な条件交渉を行い、全国の主要都市／観光地への出店を加速、営業基盤を拡大して参りました。

新規出店計画は当社の事業発展に欠かせないばかりか、当社の収益に影響を及ぼすリスクがあるものと認識しております。

そのため、好立地好条件の物件を獲得するためのネットワークを確立できるよう努めるとともに、ドミナント戦略の特性を活かした計画的かつ効率的な出店を行い、出店準備の内製化等の具体的施策も含め、更なる収益性の向上に努めて参ります。

② IT技術革新への対応

近年、デバイスの多様化と進化に伴い、インターネット経由の消費が増加するとともにEC市場参入企業が増えており、競争力を強化する上でIT技術革新への迅速な対応が課題と考えております。

当社はモノ事業及びコト事業ともに集客手段としてインターネット上に複数のECサイトを運営しております。

ECサイトの企画から開発、運営とwebマーケティングの運用を一貫して内製化することで迅速で高頻度な新コンテンツのリリース等に対応してきました。

また、コト事業では[きものレンタルwargo]の売上促進のため、各国の言語に対するSEO(注)を積極的に行うことで、検索ボリュームの多い関連キーワードで検索結果上位表示を獲得することにより国内外におけるECサイトへの集客と予約獲得に努めております。

webマーケティング、ユーザビリティ及びコンテンツへの対応が、今後の競争力を強化する上で重要と考え、当社は今後も以下のような具体的施策により競合との差別化を図って参ります。

(注) 「Search Engine Optimization」の略であり、検索エンジンの自然検索の検索結果において自社webサイトが上位表示されるようにwebサイトの構成等を調整すること。

・モノ事業

(ア) 新規ブランドの継続的なリリース

(イ) 新規商材におけるOEM制作サイトのリリース

(ウ) 各事業店舗及びECサイトにおける顧客情報の統合

・コト事業

(ア) [きものレンタルwargo]の訪日観光客数の上位国の多言語対応促進

(イ) RFID(注)による(着物など)大量商品の在庫管理システム化

(注) 「Radio Frequency Identifier」の略で、電磁界や電波などを用いた近距離無線通信をいいます。

③ 未知の体験への誘致

コト事業－観光部門の事業発展には、継続的かつ効果的な周知活動が重要と考えております。

日本国内でも一般的に着物を自装する習慣がなくなった現在、メインターゲットである観光客は、外国人はもちろん日本人であっても、“着物をレンタルして観光地を歩くという文化体験の存在自体を知らない”という前提に立ったサービスの提供とマーケティングが必要と考えております。

当社はコト事業もインターネット上のECサイトを主要な集客手段として活用していますが、サービスに直結したプランや価格表、店舗アクセス、予約フォームなどの基本的なコンテンツ以外に、“着物をレンタルして観光地を歩くという文化体験の存在自体を知らない”人の他の検索行動の中に接点を持てるよう、着物や店舗周辺の観光名所に関する知識系コンテンツ、各店舗のお客様の様子や旬のイベントなどの時事系コンテンツが充実したECサイトの構成に注力しております。

また、偶然に店頭を通りがかり、はじめてこのサービスの存在を知ったというお客様が身一つで着物を楽しめるよう、着物自体のレンタルはもとより、着付けや荷物のお預かり、ヘアセットや記念写真までワンストップサービスを提供しています。

なお、当社運営のECサイトは更なるインバウンド需要の獲得を目指して日本語以外の外国語も含め、計12か国語展開で事前予約に対応している他、Facebookページの多言語展開、画像共有サイトInstagramへの投稿など、外国語への対応を重要視しております。平成28年からインバウンド対応プロジェクトとしてアジア各国の現地旅行代理店との業務提携によるサービスの認知度向上に向けた活動にも力を入れております。

④ 安定した需要の確保

モノ事業－OEM部門は、キャラクターグッズ業界をはじめとしたコンテンツ産業に高いニーズがあります。ゲームやアニメなどへの消費は、経済変動による影響が大きいため、景気に左右されない安定した需要の創造と確保が大きな課題と考えております。

モノ事業－小売部門は、大手企業のゲームやアニメキャラクターとのコラボ商品の開発及び販売実績が多数あり、当社が実店舗やECサイトを通じて得る市場トレンド・消費者ニーズに関する情報や開発のノウハウをOEM部門の提案内容に織り込み、競合他社との差別化を図っております。

また、コト事業経由のアーティストへの衣装協力、出張着付けによる技術協力などを通じ、ポップカルチャー、サブカルチャーとの接点を増やすことで関係強化に努め、収益の獲得につなげて参ります。

⑤ 新規・周辺領域ビジネスの立上げ

当社は設立以来、商材の企画・開発を行い、主に商材ごとのマルチブランド展開戦略で成長を図って参りました。当社が事業の高い成長と企業価値の向上を継続的にさせていくためには、既存及び新規ブランドの店舗開発を積極的に進めて行くとともに新規・周辺領域ビジネスにチャレンジしていくことが必要であると考えております。

現在、コト事業の観光レンタルにおいては、一定の評価が得られた結果、収益の柱として確立して参りましたが、より市場規模の大きい冠婚葬祭着物のレンタルを強化することで、更なる事業拡大を目指します。

また、C to Cのオンラインプラットフォーム「着付け師マッチングアプリK2K」として、着物を着たいものの自分で着付けができない、どこにお願いしたら良いかわからないなどの悩みを解決すべく、着物を着たい人と着付けができる人とをマッチングし、いつでも、どこでも、誰もが気軽に着物を楽しめる環境を提供するシェアリングエコノミー型サービスを提供し、スタンダードプラットフォームとしての地位の獲得を目指します。

上記のサービスの他、今後もリスク管理体制の整備・運用を徹底した上で、新規及び周辺領域ビジネスの立上げによる収益の多角化を積極的に進めて参ります。

(2) 組織運営上の課題

① 人材の採用と育成

当社が継続的成長を遂げるためには、各分野に精通した優秀な人材の確保が重要であると考えております。中でも、当社が提供する商品やサービスのテーマとなる「日本のカルチャー」に関連する知識や経験を備えたデザイナーやECサイト運営に係るエンジニアの確保、熟練の着付け師の増員が重要な課題であると認識しており、当該人材の採用に注力して参ります。

入社時には正社員、アルバイトを問わず、全ての社員・スタッフに当社の企業理念や今後の事業についての研修を実施し、全社員・スタッフが統一した意識を持ち業務に当たるよう育成をしております。

② 社内情報システム基盤の強化

当社は、今後の企業規模拡大に備え、会計及び業務システムを統合して、社内業務の効率化と省力化を図るための社内情報システムの整備が課題であると認識しております。そのため、当社の社内情報基盤を一元化するために投資を行っていくことを計画しております。

③ 情報管理体制の強化

当社は主要な集客手段としてインターネット上に複数の自社媒体を運営しており、多数の個人情報を有しているため、情報管理が最重要課題であると認識しております。当社においては、厳格な個人情報管理体制を構築しておりますが、今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図って参ります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業遂行上のリスクとは捉えていない事項についても、投資者の投資判断上もしくは当社の事業を理解いただく上で重要と考えられる事項は、投資者に対する情報開示の観点から記載しております。

なお、本文中における将来に関する事項は本書提出日現在における当社の判断に基づくものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 競合・経済情勢・市場規模について

① 競合について

当社が運営する事業は、物品の販売を行うモノ事業とサービスの提供を行うコト事業に大別されますが、モノ事業（OEM部門）の一部案件を除き、いずれの事業においても一般消費者が最終顧客となることから、常に、商品・サービス・価格に関して国内外の競合企業と競争状態にあります。当社の商品・サービス・価格の競合他社に対する魅力が劣る等により事業競争力が相対的に低下し、顧客が競合他社を選択する場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 経済情勢について

当社は「日本のカルチャー」をテーマに、国内の主要都市／観光地で服飾雑貨や生活雑貨等のオリジナル商品の販売や、着物のレンタル店を営んでおります。外部環境の変化による気候状況、景気後退、大規模災害等に伴う消費縮小、来店客減少によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 市場環境について

当社事業を取り巻く市場環境は、日本文化を象徴するデザインや日本製の商品に対する好感度の高さ、外国人観光客の増加など、国内外を問わず需要が拡大している状態と考えております。

急激なインバウンド需要の増加の結果、市場規模の拡大から異業種企業の参入等、市場の構造変化が劇的に進んだ場合は当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、わが国における戦争・紛争・テロの発生、感染症等の疫病の流行、大規模地震や台風等の自然災害、外交関係の悪化による訪日外国人客の減少等の場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

当社モノ事業については「食品衛生法」「製造物責任法」「著作権法」が、コト事業については「美容師法」「古物営業法」「電波法」「消費者契約法」、また上記両事業については「特定商取引法」「個人情報保護法」「電子消費者契約法」「商標法」等の法的規制が存在しております。当社では、上記を含む各種法的規制に関して、法令遵守体制の整備・強化、社員教育を行っております。

しかしながら、今後新たな法令等の制定や既存法令等の改正又は解釈の変更がなされ当社の事業の一部が制約を受ける場合、又は新たな対応を余儀なくされる場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の採用・育成・確保について／雇用環境に係るリスク

当社の事業基盤として人材の確保が必要ですが、生産年齢人口の減少、雇用形態の変化等により、従業員の採用競争は厳しい状況にあります。こうした環境の中で適切な採用、人員配置が叶わない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、必要とする人員を確保するために非正規社員の時間給単価が上昇した場合には人件費比率が上昇し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の管理・保護について／情報セキュリティに関するリスク

当社はサービス提供にあたり会員情報等の個人情報を取得、利用しているため「個人情報保護法」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。当社は、これら情報の消失や外部への漏洩防止を目的として、自社媒体の開発及び保守・運用を委託する業者についてはサーバの選定等事細かな事項に至るまでの決裁権を保持する等、情報管理体制を強化しております。

また、当社は店舗の損益管理、勤怠管理及び会計処理などの情報処理の運営管理について、専門のソフトウェアを利用しており、バックアップやウイルス対策など、データや情報処理のセキュリティを確保しております。

しかしながら、不測の事態により個人情報の消失や外部への漏洩事故が発生した場合には、当社への損害賠償請求や当社の社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社はインターネット上に自社ECサイトを運営しており、事業の安定的な運用のためにシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不慮の事故等により当社が運営する媒体のコンピューターシステムに障害が発生した場合や、想定を超える急激なアクセス増等の一時的な過負荷によってコンピューターシステムが動作不能に陥った場合、サービス停止により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定人物への依存について／経営陣への依存について

当社の創業者であり創業以来の事業推進者である代表取締役森智宏は、当社の事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では過度に当該個人に依存しないよう、創業メンバーである専務取締役最上夢人、取締役宮原優をはじめとした経営幹部役員を拡充し、また、ITがビジネスモデルの核となる当社においては、CIOである取締役木村耕治を事業戦略立案の主要メンバーにするなど、権限委譲による分業体制と経営組織の強化に取り組んでおりますが、何等かの理由により当該各人による業務遂行が困難となり当社の業務の継続に支障が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商品の品質について

当社モノ事業は外部の製造会社に生産を委託しています。新商品の生産にあたっては、デザイナーによる試作品の事前チェックを通過しないものは発売日を延期する等、品質最優先で対応しております。

しかしながら、商品の予期せぬ不具合やそれによる事故等の発生により、自社商品の安心・安全・信頼が害され、品質に対する信用を失うことになった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 直営店舗の賃借に係る差入保証金について／店舗開発について

当社の出店は、当社が建物等を賃借する直営店舗の形態を取っているため、賃貸人が破綻等の状態に陥り、当該店舗の継続的使用や差入保証金等の債権の回収が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規出店は賃料、商圈人口、競合店の状況等を勘案し、総合的かつ慎重に検討を行いますが、条件に合致する物件が調達できない場合には計画通りの出店ができなくなり、さらに出店後においても店舗収益性が低下した場合等には、店舗資産の減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 天候の影響について／業績の季節要因について

当社は国内の主要都市／観光地に出店している店舗からの売上比率が高いため、出店地域で悪天候が長期に及んだ場合、来店客数の減少等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、夏の花火大会や夏祭りのイベントシーズン及び秋の観光シーズンは需要が高まる傾向があることに加えて浴衣を中心とした催事販売を夏季に集中して行っていることから、売上高がその他の季節より多額に計上される傾向にあります。そのため、需要期に天候等の悪影響を受けた場合、売上が落ち込む等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第14期（平成28年12月期）及び第15期（平成29年12月期）における四半期別の売上高の構成は、次のとおりであります。

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
第14期 平成28年 12月期	売上高(千円)	368,806	424,216	511,318	428,196	1,732,537
	構成比(%)	21.3	24.5	29.5	24.7	100.0
第15期 平成29年 12月期	売上高(千円)	518,300	570,470	712,286	687,938	2,488,994
	構成比(%)	20.8	22.9	28.6	27.7	100.0

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(10) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の掲示板への書き込みやそれを要因とするマスコミ報道等による風評・風説の流布が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の経営にとってマイナスの影響が生じ、当社の業績及び財政状態、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について

当社は未だ成長過程にあり、今後想定される業務拡大や新規事業の展開に対応するべく、継続的な人材の確保・育成、適切な人員配置、及び柔軟な組織改編により内部管理体制の強化を図っていく予定であります。

しかしながら、新たな人材の確保・育成、人員配置や組織改組が計画通りに進まず、内部管理体制の強化が進まない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟等について

当社は第三者の著作権侵害のないように体制の整備を進めておりますが、万が一当社の商品が第三者の知的財産権を侵害した場合等には、損害賠償等の訴訟を起こされる可能性がないとは言えません。その結果、当社の事業展開に対する支障の発生や企業イメージが低下するほか、金銭的負担の発生により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 顧客の嗜好の変化によるリスク

当社は「日本のカルチャー」をテーマにした商品／サービスの提供を事業内容としております。顧客の嗜好の変化に迅速に対応すべく、例えば、モノ事業の主力ブランドである[かんざし屋wargo]では、新商品の発売、廃盤品の決定を短期サイクルで繰り返しながら、多種多様な商品展開を維持することで安定的な売上を確保する方針であります。

しかしながら、「日本のカルチャー」に対するマイナスイメージを誘発する外的事象が生じたり、景気の急激な悪化により消費者の購買意欲が大きく減退し、購入者が大幅に減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自社サイトにおける外部検索エンジンによる集客について／検索エンジンへの集客依存について

当社が運営するECサイトの利用者の多くは特定の検索エンジン（「Google」「Yahoo! JAPAN」等）を経由しており、今後も検索エンジンからの集客を強化すべくSEOやインターネット広告といったSEM（注）を実施し、更なる多言語化を進める予定です。

しかしながら、検索エンジンが検索結果を決定するロジック（アルゴリズム）を大幅に変更する等、何等かの要因により、これまでのSEMが有効に機能しなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「Search Engine Marketing」の略であり、検索エンジンから自社webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のこと。

(15) カントリーリスクについて／為替変動について

当社モノ事業は生産の大半を海外の製造会社に委託しており、主な生産国は中国とタイであります。そのため、当該地域に関係する市場リスク、信用リスクおよび地政学的リスク等や為替レート的大幅な変動等が当社の仕入れに影響を与え、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、継続的に当期純利益を計上しておりますが、新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先してきたため、設立以来配当を実施しておりません。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後は経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討して参りますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、監査役、従業員および社外協力者に対するインセンティブ付与を目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、対象者により付与されている新株予約権の行使が行われた場合、既存株主の保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は73,500株であり、発行済株式総数2,465,700株の2.98%に相当します。

(18) 資金使途について

当社が計画する調達資金の使途につきましては、新規出店のための設備投資資金、システム投資資金、増床資金及び広告宣伝費に充当する予定であります。

しかしながら、新規事業の発足や経営環境の変化等の理由により、資金使途を変更する可能性があります。なお、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

① 資産

当事業年度末における資産合計は前事業年度末に比べて、176,347千円増加し919,603千円となりました。これは、主として現金及び預金が82,390千円減少し、売掛金が28,841千円、商品が123,917千円、前渡金が27,716千円及び敷金が17,304千円増加したことによるものであります。

② 負債

当事業年度末における負債合計は前事業年度末に比べて、20,867千円増加し650,750千円となりました。これは、主として長期借入金が38,934千円減少した一方、買掛金が20,243千円及び未払法人税等が29,178千円増加したことによるものであります。

③ 純資産

当事業年度末における純資産は前事業年度末に比べて、155,479千円増加し268,853千円となりました。これは、当期純利益94,929千円を計上したこと、及び株式の発行により資本金と資本準備金がそれぞれ29,850千円増加したことによるものであります。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

① 資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は前事業年度末に比べて、265,388千円増加し1,184,991千円となりました。これは主に、現金及び預金が136,388千円増加、商品が56,498千円増加等により、流動資産が170,540千円増加したこと、及びレンタル着物等の有形固定資産が44,771千円増加したことによるものであります。

② 負債

当第3四半期会計期間末における負債合計は前事業年度末に比べて、19,673千円減少し631,076千円となりました。これは主に、買掛金が13,777千円増加、未払金が37,758千円増加、その他流動負債が24,195千円増加し流動負債合計が63,624千円増加したこと、長期借入金が82,350千円減少し固定負債合計が83,298千円減少したことによるものであります。

③ 純資産

当第3四半期会計期間末における純資産合計は前事業年度末に比べて、285,061千円増加し553,915千円となりました。これは主に、増資により資本金及び資本剰余金が各85,000千円増加したこと、並びに四半期純利益115,118千円を計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（売上高、売上原価及び売上総利益）

当事業年度における売上高は1,732,537千円（前年同期比34.6%増）となりました。これは主にモノ事業において、9店舗の新規出店を実施し、既存店も好調に推移したことにより前年同期比15.0%増であったこと、及びコト事業において、3店舗の新規出店を実施し、既存店も好調に推移したことにより前年同期比201.7%増であったことによるものであります。また、売上原価は404,979千円（前年同期比2.4%減）となりました。これは主にモノ事業の仕入先を開拓し、原価の低減に努めたことと原価率の低いコト事業の売上が伸びたことによるものです。その結果、売上総利益は1,327,558千円（前年同期比52.3%増）となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、主に新規出店による人員増強に対する人件費や出店数増加による地代家賃の上昇等により1,170,316千円（前年同期比45.8%増）となりました。その結果、当事業年度における営業利益は157,241千円（前年同期比127.4%増）となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外収益は、主に雑収入1,434千円により合計1,692千円となり、営業外費用は、主に支払利息3,203千円及び為替差損1,890千円により合計5,323千円となりました。その結果、当事業年度における経常利益は153,609千円（前年同期比137.1%増）となりました。

（特別損益及び当期純利益）

特別利益は、補助金収入により合計8,357千円となり、特別損失は、主に固定資産除却損6,956千円及び投資有価証券売却損1,819千円により合計9,197千円となりました。また、法人税、住人税及び事業税52,844千円及び法人税等調整額4,996千円を計上しました。その結果、当事業年度における当期純利益は94,929千円（前年同期比287.2%増）となりました。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

（売上高、売上原価及び売上総利益）

当第3四半期累計期間における売上高は1,801,056千円となりました。これはモノ事業及びコト事業の既存店が順調に推移したことと新規出店が計画どおり遂行できたことにより、売上高が順調に増加したことによるものです。また、売上原価は売上高の増加により377,854千円となりました。その結果、当第3四半期累計期間における売上総利益は1,423,202千円となりました。

（販売費及び一般管理費並びに営業利益）

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、主に人員増強による人件費の上昇等により1,249,331千円となり、その結果、当第3四半期累計期間における営業利益は173,871千円となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外収益は、主に為替差益1,363千円により合計1,713千円となり、営業外費用は、主に支払利息として1,271千円により合計1,409千円となりました。その結果、当第3四半期累計期間における経常利益は174,174千円となりました。

（四半期純利益）

法人税、住人税及び事業税56,849千円及び法人税等調整額2,206千円を計上しました。その結果、当第3四半期累計期間における四半期純利益は115,118千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当事業年度末における資金は、前事業年度末に比べ117,283千円減少し223,347千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、税引前当期純利益152,770千円を計上したものの、たな卸資産の増加額123,917千円、売上債権の増加額28,841千円、法人税等の支払額23,665千円等の影響により、21,978千円（前年同期比87.2%減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出54,476千円、無形固定資産の取得による支出38,769千円、定期預金の預入による支出44,500千円等の影響により、147,164千円（前年同期比98.5%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、長期借入金の返済による支出320,491千円を計上したものの、長期借入れによる収入270,000千円、株式の発行による収入59,700千円等の影響により、7,901千円（前年同期比86.9%減）となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場環境・競合・経済情勢等の様々なリスク要因があり、それらが当社の業績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があることを認識しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、モノ事業における小売及びコト事業における着物レンタルを主力に事業展開しております。従いまして、個人消費の動向や、各商圏の競合動向等は利益を左右する重要な要因となります。

平成28年以降の当社はモノ事業及びコト事業の新規出店を加速するとともに周辺領域への新規展開を行うことで収益の多様化を図ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。また、当社が最も重要な経営資源と考える人材については、出店計画に応じて綿密に人員計画を策定することで採用活動を適時に行うほか、教育研修制度を充実させることで必要な人材の確保に努める方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当事業年度中の設備投資は、モノ事業17,111千円、コト事業21,950千円、その他（本社管理）54,863千円の総額93,924千円であります。

その主なものは、店舗内装設備、ソフトウェア等であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第3四半期累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日）

当第3四半期累計期間中の設備投資は、モノ事業68,571千円、コト事業44,735千円、その他（本社管理）6,575千円の総額119,881千円であります。

その主なものは、店舗内装設備、ソフトウェア等であります。

なお、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	レンタル 着物 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	—	管理業務施設	1	15,454	1,957	—	2,620	20,032	24 (15)
(モノ事業) かんざし屋wargo東京ス カイツリータウンソラマ チ店等32店舗	モノ事業	販売設備	8,808	—	5,742	—	—	14,550	27 (70)
(コト事業) 京都きものレンタル wargo京都駅前京都タワ ー店等8店舗	コト事業	販売設備	3,287	—	9,626	30,911	—	43,826	5 (121)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、車両運搬具、リース資産であります。なお、金額に消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成29年12月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
平成30年12月期 出店予定22店舗 (未定)	モノ事業	販売設備	154,000	21,393	自己資金 及び増資 資金	平成29年 11月以降	平成30年 12月まで	(注) 2、3
平成30年12月期 出店予定9店舗 (未定)	コト事業	販売設備	36,000	—	増資資金	平成30年 1月以降	平成30年 12月まで	(注) 2、3
平成31年12月期 出店予定20店舗 (未定)	モノ事業	販売設備	140,000	—	増資資金	平成31年 1月以降	平成31年 12月まで	(注) 2、3
平成31年12月期 出店予定10店舗 (未定)	コト事業	販売設備	40,000	—	増資資金	平成31年 1月以降	平成31年 12月まで	(注) 2、3
本社 (東京都渋谷区)	モノ事業	ソフトウェア	21,000	—	増資資金	平成30年 4月以降	平成31年 12月まで	(注) 2
本社 (東京都渋谷区)	コト事業	ソフトウェア	67,200	—	増資資金	平成30年 1月以降	平成31年 12月まで	(注) 2
本社 (東京都渋谷区)	全社	ソフトウェア	54,000	—	増資資金	平成30年 7月以降	平成31年 12月まで	(注) 2
本社 (東京都渋谷区)	全社	本社増床	55,000	—	自己資金 及び増資 資金	平成31年 1月以降	平成31年 12月まで	(注) 2、3

(注) 1. 上記の金額に消費税等を含めておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 賃貸物件であり、本社及び店舗賃貸に係る差入保証金が含まれております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

(注) 平成29年12月13日開催の臨時株主総会決議に基づき平成29年12月13日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は8,970,000株増加し、9,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,465,700	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,465,700	—	—

(注) 平成29年12月5日開催の取締役会決議により、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は2,457,481株増加し、2,465,700株となっております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権(平成28年3月30日定時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	226	205 (注) 1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	8	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	226	61,500 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000	50 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年3月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	発行価格 50 資本組入額 25 (注) 4
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社 又は当社子会社の取締役、 監査役又は使用人もしくは 当社の取締役会が認める社 外協力者の地位にあること を要する。但し、当社又は 当社子会社の取締役を任期 満了により退任した場合、 定年退職した場合等の正当 な理由があり、当社取締役 会において認められた場合 はこの限りでない。 新株予約権者の相続人によ る新株予約権の行使は認め ない。 その他の条件については、 当社と付与対象者との間で 締結する「新株予約権割当 契約書」に定めるところに よる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得は、当社取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することが出来るものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記③で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

4. 平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

5. 平成29年12月5日付の取締役会で退職等の事由により取得した自己新株予約権21個の消却を決議しております。

第8回新株予約権(平成28年12月21日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年1月31日)
新株予約権の数(個)	54	40 (注) 1、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54	12,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000	1,000 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成30年12月29日 至 平成38年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000 資本組入額 150,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注) 4
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的たる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することが出来るものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記③で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

4. 平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

5. 平成29年12月5日付の取締役会で退職等の事由により取得した自己新株予約権14個の消却を決議しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数 残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年3月24日 (注) 1	—	普通株式 773	△21,700	50,000	—	520
平成27年12月31日 (注) 2	A種種類株式 128	普通株式 773 A種種類株式 128	—	50,000	—	520
平成28年3月30日 (注) 3	普通株式 △773	A種種類株式 128	—	50,000	—	520
平成28年3月31日 (注) 4	A種種類株式 7,552	A種種類株式 7,680	—	50,000	—	520
平成28年4月1日 (注) 5	普通株式 7,680 A種種類株式 △7,680	普通株式 7,680	—	50,000	—	520
平成28年12月29日 (注) 6	普通株式 199	普通株式 7,879	29,850	79,850	29,850	30,370
平成29年9月22日 (注) 7	普通株式 340	普通株式 8,219	85,000	164,850	85,000	115,370
平成29年12月29日 (注) 8	普通株式 2,457,481	普通株式 2,465,700	—	164,850	—	115,370

- (注) 1. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を21,700千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。
2. A種種類株式の増加は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会決議により、全部取得条項付普通株式となった普通株式を株主より自己株式として取得し、対価として全部取得条項付普通株式6株につきA種種類株式1株を交付したことによる増加であります。
3. 普通株式の減少は自己株式の消却による減少であります。
4. A種種類株式の増加はA種種類株式の株式分割(1:60)による増加であります。
5. 平成28年3月30日開催の定時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、A種種類株式に関する定款の定めを廃止したことにより、A種種類株式は減少し普通株式は増加しております。
6. 有償第三者割当増資による増加であります。
発行価格300千円 資本組入額150千円
割当先は、次のとおりであります。

割当先	株数 (株)	金額 (千円)
パリューマネジメント(株)	133	39,900
(株)ブレア	33	9,900
SOLTEC INVESTMENTS PTE. LTD.	33	9,900

7. 有償第三者割当増資による増加であります。
発行価格500千円 資本組入額250千円
割当先は、次のとおりであります。

割当先	株数 (株)	金額 (千円)
(株)エボラブルアジア	140	70,000
(株)BuySell Technologies	100	50,000
(株)ビジョン	60	30,000
(株)きゅうべえ	20	10,000
木村実業(株)	20	10,000

8. 普通株式の増加は普通株式の株式分割(1:300)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	12	1	—	5	18	—
所有株式数（単元）	—	—	—	12,420	99	—	12,138	24,657	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	50.4	0.4	—	49.2	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,465,700	24,657	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,465,700	—	—
総株主の議決権	—	24,657	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第7回新株予約権

会社法に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成28年3月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成28年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 5 社外協力者 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年12月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、退職者による権利喪失及び役職変更により、当社取締役4名、当社従業員2名及び社外協力者4名であります。

② 第8回新株予約権

会社法に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを、平成28年12月21日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成28年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 14 社外協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 平成29年12月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、退職者による権利喪失等により、当社取締役2名、当社従業員12名及び社外協力者2名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	A種種類株式	180	2,700,000	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	普通株式	773	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指しております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。なお、内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新規出店時の設備投資や採用に伴う人件費等に充当する方針であります。

しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討して参ります。

今後、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、期末配当については株主総会となっております。また、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 8名 女性 1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	森 智宏	昭和53年12月10日	平成9年6月 個人事業にて当社事業を創業 平成15年2月 当社設立 代表取締役 (現任) 平成27年12月 株式会社フォレスト 代表取締役社長 (現任)	(注) 3	1,875,000 (注) 5
専務取締役	モノ事業部長	最上 夢人	昭和54年3月25日	平成9年6月 個人事業にて当社事業を創業 平成15年2月 当社設立 専務取締役 (現任)	(注) 3	282,000
取締役	管理部長	宮原 優	昭和53年10月22日	平成9年6月 個人事業にて当社事業を創業 平成15年2月 当社 入社 平成18年10月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役	C I O / I T 事業部長	木村 耕治	昭和52年11月18日	平成15年4月 株式会社電通国際情報サービス 入社 平成19年8月 株式会社エクスマート 入社 平成21年10月 シンプレクス株式会社 入社 平成24年8月 株式会社電通国際情報サービス 入社 平成28年1月 当社 入社 平成28年11月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—
取締役		白潟 敏朗	昭和39年3月7日	昭和61年4月 共同VAN株式会社 (現 SCSK株式会社) 入社 平成2年1月 サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成13年6月 株式会社トーマツ環境品質研究所 取締役 平成18年10月 トーマツイノベーション株式会社 代表取締役社長 平成26年10月 白潟総合研究所株式会社 代表取締役社長 (現任) 当社 社外取締役 (現任) 平成27年6月 株式会社キャバ 取締役就任 (現任) スターティアラボ株式会社 取締役 就任	(注) 3	4,800 (注) 6
監査役 (常勤)		鈴木 信裕	昭和50年4月26日	平成12年4月 東日本電信電話株式会社 入社 平成23年2月 有限責任 あずさ監査法人 入所 平成24年8月 公認会計士登録 平成25年7月 税理士登録 鈴木信裕公認会計士・税理士事務所開設 所長就任 (現任) ガルシア会計企画株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成28年7月 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		北 周士	昭和56年11月17日	平成19年9月 弁護士登録 平成19年9月 青山総合法律事務所 入所 平成21年4月 安藤武久法律事務所 入所 平成21年4月 社団法人日本工業技術振興会 会員 (現任) 平成23年4月 きた法律事務所 (現 北・長谷見法律事務所) 所長 (現任) 成蹊大学法科大学院 非常勤講師 平成24年4月 財団法人日本弁護士連合会 交通事故相談センター運営委員会 東京支部委員 一般社団法人レジリエンス協議会 評議員 (現任) 平成25年9月 株式会社ヘルス 社外取締役 (注) 4 平成26年5月 学校法人日本医科学総合学院 監事 平成26年6月 株式会社S J I (現 株式会社カイカ) 補欠監査役 平成27年7月 N P O法人ふるさとテレビ 顧問 (現任) 平成27年9月 一般社団法人特許の虎 理事 (現任) 平成28年4月 株式会社法律クラスタ (現 株式会社土業クラスタ) 代表取締役 (現任) 平成29年1月 unite株式会社 社外取締役 (現任) 平成29年4月 当社 監査役 (現任)		—
監査役		深井 未来生	昭和51年1月13日	平成10年4月 コンパックコンピュータ株式会社 (現 日本ヒューレット・パカード株式会社) 入社 平成14年12月 ジグノシステムジャパン株式会社 入社 平成20年2月 株式会社モバイルファクトリー 入社 経営企画室室長 平成20年8月 同社 人事総務部部長 平成20年12月 同社 取締役 (現任) 平成21年1月 同社 執行役員 平成25年8月 同社 コーポレート・コミュニケーション室室長 平成29年7月 当社 監査役 (現任)	(注) 4	—
計						2, 161, 800

- (注) 1. 取締役白瀧敏朗は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木信裕、北周士及び深井未来生は、社外監査役であります。
3. 平成29年12月13日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成29年12月13日開催の臨時株主総会の終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役森智宏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社フォレストが所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役白瀧敏朗の所有株式数は、同氏が代表を務める白瀧総合研究所株式会社が所有する株式数を含んでおります。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

役名	役職	氏名
執行役員	コト事業部長	若槻 愛

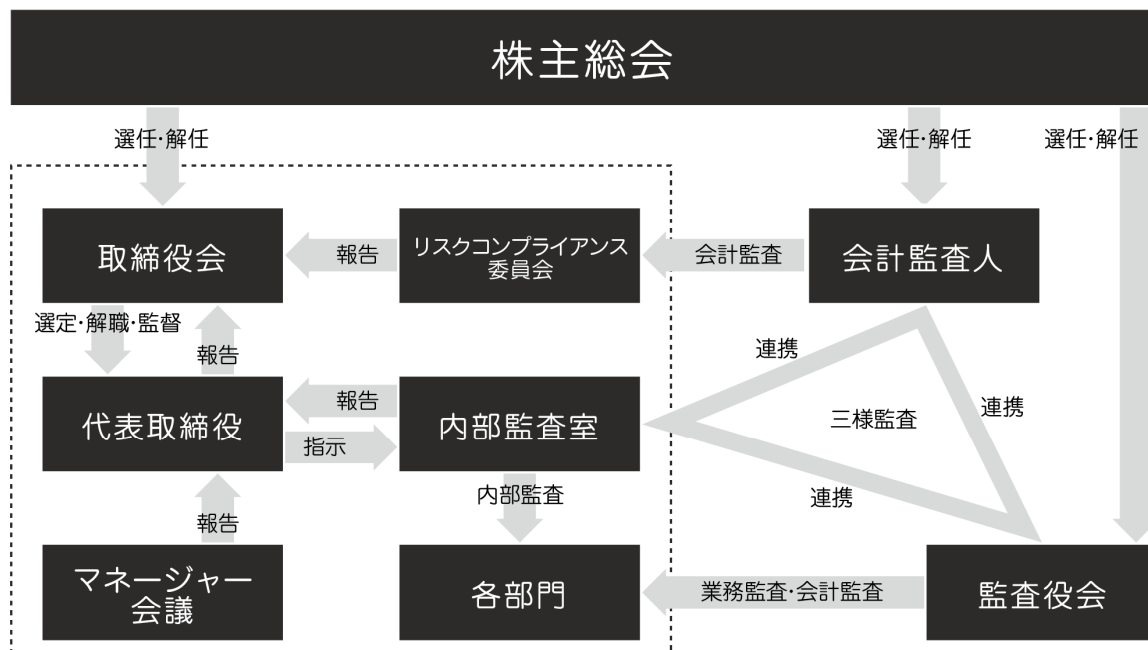
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

- ・コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

- ・経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス



1. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

(1) 会社の機関の内容

当社は、当社の事業規模、経営環境の変化等を勘案し、コーポレート・ガバナンス体制を見直してきており、取締役会の監督、法令遵守等が適切に機能できていると判断し、次の体制を選択しております。

① 取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち1名は社外取締役）で構成されており、取締役会規程、職務権限規程等の各社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。なお、取締役会は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

② 監査役会

当社の監査役会は監査役3名（全て社外監査役）で構成され、内訳は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名であります。監査役は、取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査計画に基づく監査役監査を実施すると共に、重要な社内会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。

③ マネージャー会議

当社のマネージャー会議は、代表取締役、専務取締役、取締役、執行役員と各部マネージャーにて構成され、原則月1回開催しております。マネージャー会議は、マネージャー会議規程に則り、取締役会に次ぐ業務執行に関する重要事項に係る決議を行っております。

④ 内部監査室

内部監査は代表取締役に任命された内部監査室の内部監査室長を中心として、監査役、会計監査人と連携し、会計監査、業務監査、特命監査等を実施しております。

⑤ リスクコンプライアンス委員会

当社のリスクコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、顧問弁護士、全ての取締役、監査役にて構成され、原則四半期に1回開催しております。

⑥ 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

会計監査業務を執行した公認会計士は、栗栖孝彰氏、土屋光輝氏の2名であり、継続監査年数はいずれも公認会計士法の規定に定める7年以内並びに同監査法人の自主的な規定により、一定期間を超えて関与することの無いよう措置を取っております。また、会計監査業務に関わる補助者は、公認会計士6名、その他3名であります。

⑦ 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査、監査役監査及び会計監査は密接に関係するという視点のもとに、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に三様監査会議を行い、情報共有、意見交換を行っております。

(イ) 内部監査

当社の内部監査は内部監査室1名が担当し、必要に応じて他部門の者の協力を得る形で行っております。内部監査に当っては、内部監査規程に基づき、期初に作成した監査計画に基づいた内部監査を実施し、被監査部門に対し監査結果を通知するとともに、代表取締役及び常勤監査役に対し監査結果を周知のうえ、改善が必要な内容については当該部署及び店舗からの回答書により改善実施状況及び結果を確認しております。

具体的には、当社に対し、内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表取締役、監査役及び関係部署へ報告しております。

(ロ) 監査役監査

監査役監査は、監査役会が決定した年間の監査方針及び実施計画に基づき、代表取締役との意見交換、取締役会、リスクコンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めております。

⑧ リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、管理部担当役員を情報取扱責任者とし、各部門のリスクを適切に管理する体制となっております。また、情報取扱責任者はリスク管理を指揮監督し、調査結果を役員に報告することになっております。これらの体制を確保することで市場、コンプライアンス、情報セキュリティ、労務、人事、知的財産等の事業を取り巻くリスクに対する管理を徹底することを目的として「リスク管理規程」を定めております。

(2) 当社と社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名の合計4名を独立役員として選任しております。社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準または方針を明確に定めてはおりませんが、東京証券取引所が示している独立性に関する基準等を参考に、個人の見識や専門的な知見に基づいて適切な監督または監査が遂行できると期待される者を選任しております。

社外取締役白潟敏朗は、企業経営における経験とコーポレート・コミュニケーションにおける見識を当社の経営戦略の実現に最大限に活用すべく、社外取締役として選任しております。

社外監査役鈴木信裕は、公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役北周士は、弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有しており、また複数社の顧問や社外取締役を務めるなど、社会規範、法令などを遵守した公正な経営への貢献が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。

社外監査役深井未来生は、上場会社の取締役としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査を社外監査役として適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。

社外取締役白潟敏朗は新株予約権を8個(2,400株)有しております。また、同氏が代表を務める白潟総合研究所(株)が当社株式を4,800株有しております。それら以外に当社と社外取締役及び社外監査役との間に人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。

現在は、独立性の高い社外取締役を1名のみ選任しております。独立性の高い社外取締役を複数名選任することは、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営の監督機能強化の向上に繋がるため、早期の追加選任が不可欠であると認識しております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

・内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を平成28年12月開催の取締役会にて定め、その基本方針に従って内部統制システムの運用を行っております。

概要は以下の通りであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社の取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社における企業倫理は、企業行動規範に定める。
- (ロ) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
- (ハ) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。
- (ニ) 取締役会は、定期的に取り締りから職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
- (ホ) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- (ヘ) 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役へ報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。
- (ト) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
- (ロ) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- (ロ) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的に再発防止策を講じる。
- (ハ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (ニ) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
- (ロ) 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
- (ハ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的開催のほか、必要に応じて適宜臨時開催する。
- (ニ) 当社の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。
- (ホ) 当社の予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (ヘ) 当社の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - (ロ) 内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - (ハ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (ニ) 当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (イ) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。
 - (ロ) 監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 当社の代表取締役は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
 - (ロ) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役に対し事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査責任者は内部監査の結果等を報告する。
 - (ハ) 取締役および使用人は、法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- (イ) 当社の代表取締役は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。
 - (ロ) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。
 - (ハ) 当社の取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社は当社の取締役・使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。
- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - (ロ) 当社は、監査役会と代表取締役、取締役との連絡会を定期的で開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
 - (ハ) 当社の内部監査責任者・会計監査人は、監査役会と十分な連携を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
- (イ) 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- (ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

2. 役員報酬の内容

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	42,440	42,440	—	—	4
監査役(社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	6,120	6,120	—	—	4

(ロ) 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(ハ) 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(ニ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬については、取締役は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、内規に従い各取締役の職務と責任及び実績に応じて取締役会で決定、監査役は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、監査役会において決定することとしております。

3. 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

4. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

5. 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

6. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容及び概要

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において免除することができる旨を定めております。なお、当社と非業務執行取締役1名及び監査役3名との間で責任限定契約を締結しております。

7. 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8. 会社と特定の株主との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合の措置

当社は、特定の株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、特定の株主以外の株主の利益の保護に努めてまいります。

9. 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

10. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・社外監査役も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

11. 株式保有の状況

(イ) 投資株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

2銘柄 3,119千円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額の合計額及び保有目的

該当事項はありません。

(ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上額 の合計額	受取配当金の合計 額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	—	—	—	—	—
上記以外の株式	18,207	—	220	△1,819	—

(ニ) 投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(ホ) 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,500	1,500	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、株式上場に係る財務調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づく監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）及び当事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年1月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するために、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	340,631	258,240
売掛金	61,962	90,804
商品	71,160	195,077
前渡金	15,196	42,913
前払費用	13,199	22,082
繰延税金資産	6,708	10,302
その他	21,246	40,502
流動資産合計	530,105	659,922
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,868	12,097
構築物（純額）	409	326
機械及び装置（純額）	3,648	15,454
車両運搬具（純額）	1,446	401
工具、器具及び備品（純額）	8,338	17,327
レンタル着物（純額）	8,272	30,911
リース資産（純額）	2,408	1,892
建設仮勘定	453	—
有形固定資産合計	※1 37,844	※1 78,411
無形固定資産		
ソフトウェア	45,978	58,104
商標権	241	1,231
その他	64	64
無形固定資産合計	46,284	59,400
投資その他の資産		
投資有価証券	21,462	3,119
出資金	150	150
長期前払費用	9,798	11,836
繰延税金資産	8,111	—
敷金	83,131	100,436
その他	6,368	6,327
投資その他の資産合計	129,022	121,869
固定資産合計	213,150	259,680
資産合計	743,256	919,603

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,434	31,678
1年内返済予定の長期借入金	127,749	116,192
未払金	101,089	108,880
リース債務	557	557
未払費用	111	1,713
未払法人税等	14,263	43,442
前受金	795	6,400
賞与引当金	6,946	11,856
その他	32,998	34,198
流動負債合計	295,947	354,920
固定負債		
長期借入金	331,892	292,958
リース債務	2,043	1,486
繰延税金負債	—	1,386
固定負債合計	333,935	295,830
負債合計	629,882	650,750
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	79,850
資本剰余金		
資本準備金	520	30,370
その他資本剰余金	21,700	20,950
資本剰余金合計	22,220	51,320
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	2,358	7,350
繰越利益剰余金	40,484	130,421
利益剰余金合計	42,842	137,772
株主資本合計	115,062	268,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,743	△88
評価・換算差額等合計	△1,743	△88
新株予約権	54	—
純資産合計	113,373	268,853
負債純資産合計	743,256	919,603

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	394,628
売掛金	102,499
商品	251,576
その他	81,759
流動資産合計	830,463
固定資産	
有形固定資産	123,182
無形固定資産	71,145
投資その他の資産	
敷金	131,372
その他	27,864
投資その他の資産	159,236
固定資産合計	353,564
繰延資産	963
資産合計	1,184,991
負債の部	
流動負債	
買掛金	45,455
1年内返済予定の長期借入金	111,341
未払金	146,639
未払法人税等	42,995
賞与引当金	5,047
その他	67,065
流動負債合計	418,544
固定負債	
長期借入金	210,608
その他	1,923
固定負債合計	212,531
負債合計	631,076
純資産の部	
株主資本	
資本金	164,850
資本剰余金	136,320
利益剰余金	252,890
株主資本合計	554,060
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△145
評価・換算差額等合計	△145
純資産合計	553,915
負債純資産合計	1,184,991

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高		
商品売上高	1,151,450	1,324,203
レンタル売上高	135,344	408,334
売上高	1,286,795	1,732,537
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	120,676	71,160
当期商品仕入高	321,134	456,567
合計	441,811	527,727
商品期末たな卸高	71,160	195,077
商品売上原価	370,650	332,649
レンタル売上原価	44,475	72,329
売上原価合計	※1 415,126	※1 404,979
売上総利益	871,669	1,327,558
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	314,994	476,153
賞与引当金繰入額	6,946	11,856
地代家賃	116,639	147,782
減価償却費	18,328	25,444
その他	345,616	509,079
販売費及び一般管理費合計	802,526	1,170,316
営業利益	69,142	157,241
営業外収益		
受取利息	208	36
受取配当金	267	220
営業支援収入	361	—
その他	386	1,434
営業外収益合計	1,224	1,692
営業外費用		
支払利息	5,003	3,203
為替差損	357	1,890
その他	213	229
営業外費用合計	5,574	5,323
経常利益	64,792	153,609
特別利益		
投資有価証券売却益	2,037	—
補助金収入	8,939	8,357
特別利益合計	10,976	8,357
特別損失		
固定資産売却損	—	※2 421
固定資産除却損	※3 12,754	※3 6,956
投資有価証券評価損	14,259	—
投資有価証券売却損	—	1,819
減損損失	※4 1,607	—
特別損失合計	28,621	9,197
税引前当期純利益	47,147	152,770
法人税、住民税及び事業税	18,619	52,844
法人税等調整額	4,011	4,996
法人税等合計	22,630	57,840
当期純利益	24,516	94,929

【レンタル売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 減価償却費		950	2.1	2,505	3.5
II 消耗品費		42,518	95.6	68,356	94.5
III 衛生費		1,006	2.3	1,468	2.0
レンタル売上原価		44,475	100.0	72,329	100.0

(注) 当社の原価計算は、実際原価による店舗別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	1,801,056
売上原価	377,854
売上総利益	1,423,202
販売費及び一般管理費	1,249,331
営業利益	173,871
営業外収益	
受取利息	12
受取配当金	24
為替差益	1,363
その他	311
営業外収益合計	1,713
営業外費用	
支払利息	1,271
その他	138
営業外費用合計	1,409
経常利益	174,174
税引前四半期純利益	174,174
法人税、住民税及び事業税	56,849
法人税等調整額	2,206
法人税等合計	59,056
四半期純利益	115,118

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金			
					圧縮積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	50,000	520	21,700	22,220	—	18,326	18,326	90,546
当期変動額								
当期純利益						24,516	24,516	24,516
圧縮積立金の積立					2,947	△2,947	—	—
圧縮積立金の取崩					△589	589	—	—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	2,358	22,158	24,516	24,516
当期末残高	50,000	520	21,700	22,220	2,358	40,484	42,842	115,062

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	△4,350	△4,350	53	86,248
当期変動額				
当期純利益				24,516
圧縮積立金の積立				—
圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,606	2,606	1	2,608
当期変動額合計	2,606	2,606	1	27,124
当期末残高	△1,743	△1,743	54	113,373

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					圧縮積立 金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	50,000	520	21,700	22,220	2,358	40,484	42,842	—	115,062
当期変動額									
新株の発行	29,850	29,850		29,850					59,700
当期純利益						94,929	94,929		94,929
圧縮積立金の積立					5,448	△5,448	—		—
圧縮積立金の取崩					△455	455	—		—
新株予約権の失効									
自己株式の取得								△750	△750
自己株式の消却			△750	△750				750	—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	29,850	29,850	△750	29,100	4,992	89,936	94,929	—	153,879
当期末残高	79,850	30,370	20,950	51,320	7,350	130,421	137,772	—	268,942

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計		
当期首残高	△1,743	△1,743	54	113,373
当期変動額				
新株の発行				59,700
当期純利益				94,929
圧縮積立金の積立				—
圧縮積立金の取崩				—
新株予約権の失効			△54	△54
自己株式の取得				△750
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,655	1,655		1,655
当期変動額合計	1,655	1,655	△54	155,479
当期末残高	△88	△88	—	268,853

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	47,147	152,770
減価償却費	19,279	27,949
減損損失	1,607	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,984	4,909
受取利息及び受取配当金	△476	△257
支払利息	5,003	3,203
固定資産除却損	12,754	6,956
固定資産売却損益 (△は益)	—	421
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,037	1,819
投資有価証券評価損益 (△は益)	14,259	—
補助金収入	△8,939	△8,357
売上債権の増減額 (△は増加)	432	△28,841
たな卸資産の増減額 (△は増加)	25,307	△123,917
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,094	19,564
未払金の増減額 (△は減少)	49,951	△4,569
その他	16,804	△3,061
小計	172,985	48,590
利息及び配当金の受取額	476	257
利息の支払額	△4,933	△3,203
補助金の受取額	8,939	—
法人税等の支払額	△5,556	△23,665
営業活動によるキャッシュ・フロー	171,911	21,978
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23,140	△54,476
無形固定資産の売却による収入	—	4,913
無形固定資産の取得による支出	△36,808	△38,769
定期預金の預入による支出	—	△44,500
貸付金の回収による収入	8,023	—
有価証券の取得による支出	△11,434	—
有価証券の売却による収入	4,220	5,793
敷金の差入による支出	△21,904	△27,364
保証金の差入による支出	△1,660	—
敷金の回収による収入	8,571	7,240
投資活動によるキャッシュ・フロー	△74,132	△147,164
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	205,000	270,000
長期借入金の返済による支出	△144,296	△320,491
株式の発行による収入	—	59,700
自己株式の取得による支出	—	△750
リース債務の返済による支出	△557	△557
新株予約権の発行による収入	1	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,148	7,901
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	157,927	△117,283
現金及び現金同等物の期首残高	182,703	340,631
現金及び現金同等物の期末残高	※ 340,631	※ 223,347

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しております。レンタル着物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～39年
構築物	10年～15年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～8年
レンタル着物	7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
商標権	10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。レンタル着物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～39年
構築物	10年～15年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～8年
レンタル着物	7年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
商標権	10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	20,571千円	35,142千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
当座貸越極度額の総額	一千円	150,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	—	150,000

(損益計算書関係)

※1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
2,299千円	5,560千円

※2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
ソフトウェア	－千円	421千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
建物	129千円	－千円
工具、器具及び備品	1,675	－
ソフトウェア	10,949	6,956
計	12,754	6,956

※4 減損損失

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当事業年度において、当社の以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
京都府京都市	店舗等	建物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用	1,607

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最少単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当初予定していた収益を見込めなくなったことにより、営業損益が継続してマイナスであり回復が見込まれない店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物36千円、工具、器具及び備品865千円及び長期前払費用706千円であります。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスである資産については、ゼロとして評価しております。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	773	—	—	773
A種種類株式(注)	—	128	—	128
合計	773	128	—	901
自己株式				
普通株式(注)	—	773	—	773
A種種類株式(注)	—	3	—	3
合計	—	776	—	776

(注) A種種類株式の発行済株式の株式数の増加128株及び普通株式の自己株式の株式数の増加773株は、平成27年12月17日開催の臨時株主総会決議により、全部取得条項付普通株式となった普通株式を株主より自己株式として取得し、対価として全部取得条項付普通株式6株につきA種種類株式1株を交付したことによるものであります。なお、A種種類株式の自己株式の株式数の増加3株は、その際に生じたA種種類株式の端数処理による取得であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	54
	合計	—	—	—	—	—	54

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1、2	773	7,879	773	7,879
A種種類株式（注）3、4	128	7,552	7,680	—
合計	901	15,431	8,453	7,879
自己株式				
普通株式（注）2	773	—	773	—
A種種類株式（注）5、6	3	177	180	—
合計	776	177	953	—

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加のうち7,680株は、A種種類株式に関する定款の定めを廃止したことによるものであります。また、普通株式の株式数の増加のうち199株は、第三者割当増資によるものであります。
2. 普通株式の株式数の減少773株、自己株式の普通株式の株式数の減少773株は、自己株式の消却によるものであります。
3. A種種類株式の株式数の増加7,552株は、A種種類株式の株式分割によるものであります。
4. A種種類株式の株式数の減少7,680株は、A種種類株式に関する定款の定めを廃止したことによるものであります。
5. 自己株式のA種種類株式の株式数の増加177株は、A種種類株式の株式分割によるものであります。
6. 自己株式のA種種類株式の株式数の減少180株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	340,631千円	258,240千円
その他(預け金)	—	9,607
計	—	267,847
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△44,500
現金及び現金同等物	340,631	223,347

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における事務機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における事務機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として純投資目的の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に店舗賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に店舗の新規出店に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握してリスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	340,631	340,631	—
(2) 売掛金	61,962	61,962	—
(3) 投資有価証券	18,207	18,207	—
資産計	420,800	420,800	—
(1) 買掛金	11,434	11,434	—
(2) 未払金	101,089	101,089	—
(3) リース債務(1年内含む)	2,600	2,589	△11
(4)長期借入金(1年内含む)	459,641	462,016	2,375
(5) 未払法人税等	14,263	14,263	—
負債計	589,029	591,393	2,363

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内含む)、(4) 長期借入金(1年内含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年12月31日)
非上場株式	3,255
敷金	83,131

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	340,631	—	—	—
売掛金	61,962	—	—	—
合計	402,593	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	127,749	111,492	99,477	80,265	38,658	2,000
リース債務	557	557	557	557	371	—
合計	128,306	112,049	100,034	80,822	39,029	2,000

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に店舗賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に店舗の新規出店に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握してリスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	258,240	258,240	—
(2) 売掛金	90,804	90,804	—
資産計	349,044	349,044	—
(1) 買掛金	31,678	31,678	—
(2) 未払金	108,880	108,880	—
(3) リース債務（1年内含む）	2,043	2,036	△7
(4) 長期借入金（1年内含む）	409,150	409,324	174
(5) 未払法人税等	43,442	43,442	—
負債計	595,194	595,362	167

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（1年内含む）、(4) 長期借入金（1年内含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年12月31日)
非上場株式	3,119
敷金	100,436

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	258,240	—	—	—
売掛金	90,804	—	—	—
合計	349,044	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	116,192	108,441	96,987	76,744	10,786	—
リース債務	557	557	557	371	—	—
合計	116,749	108,998	97,544	77,115	10,786	—

(有価証券関係)

前事業年度 (平成27年12月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	18,207	20,905	△2,697
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	18,207	20,905	△2,697
合計		18,207	20,905	△2,697

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,255千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	12,717	2,037	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	12,717	2,037	—

3. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について14,259千円 (その他有価証券の株式14,259千円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当事業年度（平成28年12月31日）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,119千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	19,085	—	1,819
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	19,085	—	1,819

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は非上場企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 35株	普通株式 86株
付与日	平成19年6月30日	平成26年12月25日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成28年11月30日	自 平成28年12月26日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 21株	普通株式 1株
付与日	平成26年12月25日	平成27年12月21日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年12月26日 至 平成36年12月21日	自 平成29年12月22日

	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2株
付与日	平成27年12月21日
権利確定条件	権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年12月22日 至 平成36年12月21日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	83
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	83
権利確定後 (株)		
前事業年度末	35	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	35	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	21	—
付与	—	1
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	21	1
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

		第6回新株予約権
権利確定前	(株)	
前事業年度末		—
付与		2
失効		—
権利確定		—
未確定残		2
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	150,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	150,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

		第6回新株予約権
権利行使価格 (円)		150,000
行使時平均株価 (円)		—
付与日における公正な評価単価 (円)		—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時点において当社は株式を上場していないことから、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使額を控除する方法で算定しており、当社の株式の評価は純資産価額方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円
- ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は非上場企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 10名	当社取締役 1名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 35株	普通株式 86株
付与日	平成19年6月30日	平成26年12月25日
権利確定条件	権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成28年11月30日	自 平成28年12月26日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 21株	普通株式 1株
付与日	平成26年12月25日	平成27年12月21日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員、社外協力者の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成28年12月26日 至 平成36年12月21日	自 平成29年12月22日

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 5名 社外協力者 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2株	普通株式 226株
付与日	平成27年12月21日	平成28年3月31日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社関連会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。但し、取締役及び監査役については任期満了により退任した場合、従業員については定年退職した場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年12月22日 至 平成36年12月21日	自 平成30年4月1日 至 平成38年3月29日

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 14名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 54株
付与日	平成28年12月28日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年12月29日 至 平成38年12月19日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	83
付与	—	—
失効	—	83
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	35	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	35	—
未行使残	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	21	1
付与	—	—
失効	21	1
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	2	—
付与	—	226
失効	2	—
権利確定	—	—
未確定残	—	226
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	第8回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	54
失効	—
権利確定	—
未確定残	54
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	150,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	150,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格 (円)	150,000	15,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	300,000
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時点において当社は株式を上場していないことから、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使額を控除する方法で算定しており、当社の株式の評価は純資産評価額方式及びディスカウントテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 64,410千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産	
商品評価損	2,730千円
未払事業税	1,165
賞与引当金	2,456
投資有価証券評価損	5,042
その他有価証券評価差額金	953
その他	3,760
繰延税金資産合計	16,109
繰延税金負債	
圧縮積立金	△1,289
繰延税金負債合計	△1,289
繰延税金資産の純額	14,819

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	37.1%
(調整)	
住民税均等割	5.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6
その他	3.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.1%から35.4%になります。
なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
商品評価損	1,935千円
未払事業税	3,656
賞与引当金	4,127
その他有価証券評価差額金	47
その他	3,075
繰延税金資産合計	12,841
繰延税金負債	
圧縮積立金	△3,925
繰延税金負債合計	△3,925
繰延税金資産の純額	8,916

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.4%
(調整)	
住民税均等割	3.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.4%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は2,558千円と見積られ、当事業年度に帰属する416千円を当事業年度の費用に計上しております。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は2,558千円と見積られ、当事業年度に帰属する460千円を当事業年度の費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に部門を置き、各部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

すなわち、当社は部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モノ事業」「コト事業」の2つを報告セグメントとしております。

「モノ事業」においては、①かんざしを始めとしたオリジナル商品の店舗販売、②長年にわたる小売店舗の運営経験を活かしたOEMでの販売、及び③オリジナル商品のインターネット上での通信販売を行っています。「コト事業」においては、観光客をメインターゲットに、街歩き向きの着物のレンタル店を、京都を中心に店舗展開しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	財務諸表計上額
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,151,450	135,344	1,286,795	1,286,795	—	1,286,795
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,151,450	135,344	1,286,795	1,286,795	—	1,286,795
セグメント利益	211,560	17,967	229,528	229,528	△160,385	69,142
セグメント資産	332,846	78,634	411,481	411,481	331,774	743,256
その他の項目						
減価償却費	10,696	5,782	16,479	16,479	2,799	19,279

(注) 調整額△160,385千円は、本社管理費であります。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に部門を置き、各部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

すなわち、当社は部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モノ事業」「コト事業」の2つを報告セグメントとしております。

「モノ事業」においては、①かんざしを始めとしたオリジナル商品の店舗販売、②長年にわたる小売店舗の運営経験を活かしたOEMでの販売、及び③オリジナル商品のインターネット上での通信販売を行っています。「コト事業」においては、観光客をメインターゲットに、街歩き向きの着物のレンタル店を、京都を中心に店舗展開しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	財務諸表計上額
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,324,203	408,334	1,732,537	1,732,537	—	1,732,537
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,324,203	408,334	1,732,537	1,732,537	—	1,732,537
セグメント利益	353,290	116,063	469,353	469,353	△312,112	157,241
セグメント資産	499,769	160,845	660,615	660,615	258,988	919,603
その他の項目						
減価償却費	5,908	5,956	11,865	11,865	16,084	27,949

(注) 調整額△312,112千円は、本社管理費であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	モノ(注1)	コト(注2)	合計
外部顧客への売上高	1,151,450	135,344	1,286,795

- (注) 1. モノとは、かんざし、帯留め、傘、シルバーアクセサリー等の商品であります。
2. コトとは、着物のレンタル等のサービスであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	モノ(注1)	コト(注2)	合計
外部顧客への売上高	1,324,203	408,334	1,732,537

- (注) 1. モノとは、かんざし、帯留め、傘、シルバーアクセサリー等の商品であります。
2. コトとは、着物のレンタル等のサービスであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	モノ事業	合計
減損損失	1,607	1,607

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森智宏	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接35.8 間接45.6	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	162,864	-	-
							当社の借入契約の債務被保証 (注) 2	459,641	-	-
役員	最上夢人	-	-	当社専務取締役	(被所有) 直接12.2	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	19,744	-	-

- (注) 1. 当社は店舗の賃借料について、代表取締役森智宏及び専務取締役最上夢人から債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度の賃借料等(消費税等抜き)を記載しています。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は銀行からの借入について、代表取締役森智宏から債務保証を受けております。取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森智宏	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接34.9 間接44.4	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	211,296	-	-
							当社の借入契約の債務被保証 (注) 2	409,150	-	-
役員	最上夢人	-	-	当社専務取締役	(被所有) 直接11.9	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	23,434	-	-

- (注) 1. 当社は店舗の賃借料について、代表取締役森智宏及び専務取締役最上夢人から債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度の賃借料等(消費税等抜き)を記載しています。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は銀行からの借入について、代表取締役森智宏から債務保証を受けております。取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	50.36円
1株当たり当期純利益金額	10.57円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成27年12月31日付で全部取得条項付普通株式6株につきA種種類株式1株を交付しております。当事業年度の期首に当該交付が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株の株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益金額(千円)	24,516
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額(千円)	24,516
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株) (うち普通株式) (うちA種種類株式)	2,318,811 (2,312,647) (6,164)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権35個 第3回新株予約権83個 第4回新株予約権21個 第5回新株予約権1個 第6回新株予約権2個 なお、これらの詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

- (注) A種種類株式は配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	113.74円
1株当たり当期純利益金額	41.53円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成28年3月31日付でA種種類株式1株につき60株の株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益金額（千円）	94,929
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額（千円）	94,929
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数（株） （うち普通株式） （うちA種種類株式）	2,285,845 (1,731,050) (554,795)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権218個 第8回新株予約権 54個 なお、これらの詳細は、（ストック・オプション等関係）に記載のとおりであります。

- (注) A種種類株式は配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自平成29年1月1日至平成29年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年9月22日付で、株式会社エポラブルアジア他4社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が85,000千円、資本準備金が85,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が164,850千円、資本準備金が115,370千円となっております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年9月30日)
減価償却費	15,069千円

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自平成29年1月1日至平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注1)	四半期損益計算 書計上額(注2)
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,325,637	475,418	1,801,056	1,801,056	—	1,801,056
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,325,637	475,418	1,801,056	1,801,056	—	1,801,056
セグメント利益	329,297	174,411	503,708	503,708	△329,837	173,871

(注) 1. 調整額△329,837千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 (円)	48.64
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	115,118
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	115,118
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,366,689
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成29年12月5日開催の取締役会決議において、平成29年12月29日付の株式分割を実施致しました。また、上記株式分割に伴い、平成29年12月13日開催の臨時株主総会決議により定款の一部を変更し単元株制度の採用を実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成29年12月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき300株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,219株
今回の分割により増加する株式数	2,457,481株
株式分割後の発行済株式総数	2,465,700株
株式分割後の発行可能株式総数	9,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成29年12月29日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は(1株当たり情報)に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	17,676	2,030	—	19,707	7,609	2,801	12,097
構築物	1,032	—	—	1,032	705	82	326
機械及び装置	5,700	12,536	—	18,236	2,781	729	15,454
車両運搬具	6,536	—	—	6,536	6,134	1,044	401
工具、器具及び備品	14,697	15,880	—	30,578	13,251	6,892	17,327
レンタル着物	9,222	25,144	—	34,367	3,455	2,505	30,911
リース資産	3,096	—	—	3,096	1,204	516	1,892
建設仮勘定	453	—	453	—	—	—	—
有形固定資産計	58,415	55,591	453	113,553	35,142	14,570	78,411
無形固定資産							
ソフトウェア	77,894	37,626	18,558	96,962	38,858	13,209	58,104
商標権	827	1,160	—	1,987	755	169	1,231
その他	64	—	—	64	—	—	64
無形固定資産計	78,785	38,786	18,558	99,013	39,613	13,379	59,400
長期前払費用	15,856	5,924	699	21,081	9,244	3,187	11,836

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	増加/減少	内容	金額(千円)
機械及び装置	増加	3Dプリンター等	12,536
工具、器具及び備品	増加	新規出店等	9,236
レンタル着物	増加	新規出店等	25,144
ソフトウェア	増加	ウェブサイト 構築等	37,626
ソフトウェア	減少	ウェブサイト	18,558

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	127,749	116,192	0.46	—
1年以内に返済予定のリース債務	557	557	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	331,892	292,958	0.46	平成29年 ～平成33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,043	1,486	—	平成29年 ～平成32年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	462,242	411,193	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	557	557	371	—
長期借入金	108,441	96,987	76,744	10,786

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	6,946	11,856	6,946	—	11,856

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	11,629
預金	
普通預金	202,110
定期預金	44,500
小計	246,610
合計	258,240

ロ. 受取手形

該当事項はありません。

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ペイジェント	25,959
(株)丸井	10,828
(株)パルコ	9,026
東武タウンソラマチ(株)	8,821
三菱UFJニコス(株)	6,379
その他	29,788
合計	90,804

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
61,962	1,867,227	1,838,386	90,804	95.3	14.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 商品

品目	金額 (千円)
商品	
和装飾品、和傘、和箸等	195,077
合計	195,077

ホ. 仕掛品
該当事項はありません。

へ. 原材料及び貯蔵品
該当事項はありません。

② 固定資産

イ. 敷金

店舗別内訳

店舗名	金額 (千円)
北斎グラフィック浅草新仲見世店	10,000
北斎グラフィック京都二年坂店	8,100
かんざし屋wargo浅草新仲見世店	6,380
かんざし屋wargo鎌倉小町店	5,700
千駄ヶ谷本社	5,197
その他	65,058
合計	100,436

③ 流動負債

イ. 支払手形

該当事項はありません。

ロ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
(株)コウヤ	6,925
(株)BLS	4,335
木村実業(株)	3,962
(株)デュアルスタイル	2,916
ディー・エイチ・エル・ジャパン(株)	2,542
その他	10,995
合計	31,678

ハ. 未払金

相手先	金額 (千円)
給与	48,041
Washin Engine Co., Ltd.	21,544
厚生年金	6,686
三井住友トラストクラブ(株)	6,248
健康保険	3,410
その他	22,948
合計	108,880

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年2月13日開催の取締役会において承認された第15期事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	359,185
売掛金	134,909
商品	254,316
前渡金	37,626
前払費用	24,536
繰延税金資産	12,026
その他	13,812
流動資産合計	836,414
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	89,500
構築物（純額）	261
機械及び装置（純額）	12,363
車両運搬具（純額）	267
工具、器具及び備品（純額）	21,397
レンタル着物（純額）	33,577
リース資産（純額）	1,374
有形固定資産合計	※1 158,742
無形固定資産	
ソフトウェア	71,795
商標権	1,033
その他	64
無形固定資産合計	72,892
投資その他の資産	
投資有価証券	3,089
出資金	150
長期前払費用	14,171
敷金	141,877
その他	14,417
投資その他の資産合計	173,706
固定資産合計	405,341
繰延資産	
株式交付費	881
繰延資産合計	881
資産合計	1,242,637

(単位：千円)

当事業年度
(平成29年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	50,100
1年内返済予定の長期借入金	108,441
未払金	145,833
リース債務	557
未払費用	1,514
未払法人税等	89,283
前受金	10,273
賞与引当金	10,095
その他	50,738
流動負債合計	466,838
固定負債	
長期借入金	184,517
リース債務	928
繰延税金負債	692
固定負債合計	186,138
負債合計	652,977
純資産の部	
株主資本	
資本金	164,850
資本剰余金	
資本準備金	115,370
その他資本剰余金	20,950
資本剰余金合計	136,320
利益剰余金	
その他利益剰余金	
圧縮積立金	6,258
繰越利益剰余金	282,347
利益剰余金合計	288,605
株主資本合計	589,775
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△114
評価・換算差額等合計	△114
純資産合計	589,660
負債純資産合計	1,242,637

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	
商品売上高	1,812,829
レンタル売上高	676,165
売上高	2,488,994
売上原価	
商品売上原価	
商品期首たな卸高	195,077
当期商品仕入高	569,309
合計	764,387
商品期末たな卸高	254,316
商品売上原価	510,070
レンタル売上原価	27,284
売上原価合計	※ 537,355
売上総利益	1,951,639
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	728,183
賞与引当金繰入額	10,095
地代家賃	204,789
減価償却費	35,090
その他	731,714
販売費及び一般管理費合計	1,709,873
営業利益	241,765
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	24
和解金	2,500
工事負担金等受入額	3,703
その他	410
営業外収益合計	6,655
営業外費用	
支払利息	1,612
為替差損	341
その他	245
営業外費用合計	2,200
経常利益	246,220
税引前当期純利益	246,220
法人税、住民税及び事業税	97,800
法人税等調整額	△2,413
法人税等合計	95,387
当期純利益	150,833

レンタル売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 減価償却費		4,587	16.8
II 消耗品費		20,394	74.8
III 衛生費		2,301	8.4
レンタル売上原価		27,284	100.0

(注) 当社の原価計算は、実際原価による店舗別原価計算であります。

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					圧縮積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	79,850	30,370	20,950	51,320	7,350	130,421	137,772	268,942
当期変動額								
新株の発行	85,000	85,000		85,000				170,000
当期純利益						150,833	150,833	150,833
圧縮積立金の取崩					△1,092	1,092	—	—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	85,000	85,000	—	85,000	△1,092	151,925	150,833	320,833
当期末残高	164,850	115,370	20,950	136,320	6,258	282,347	288,605	589,775

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	△88	△88	268,853
当期変動額			
新株の発行			170,000
当期純利益			150,833
圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△26	△26	△26
当期変動額合計	△26	△26	320,806
当期末残高	△114	△114	589,660

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	246,220
減価償却費	39,677
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,760
受取利息及び受取配当金	△40
支払利息	1,612
工事負担金等受入額	△3,703
和解金	△2,500
売上債権の増減額 (△は増加)	△44,105
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△59,239
仕入債務の増減額 (△は減少)	19,101
未払金の増減額 (△は減少)	39,774
その他	24,187
小計	259,224
利息及び配当金の受取額	40
利息の支払額	△1,612
補助金の受取額	8,357
和解金の受取額	2,104
法人税等の支払額	△51,959
営業活動によるキャッシュ・フロー	216,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△90,631
無形固定資産の取得による支出	△46,369
定期預金の払戻による収入	30,000
有価証券の売却による収入	13,292
敷金の差入による支出	△51,373
保証金の差入による支出	△9,944
敷金の回収による収入	8,951
投資活動によるキャッシュ・フロー	△146,075
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△116,192
株式の発行による収入	169,008
リース債務の返済による支出	△557
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,259
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	122,338
現金及び現金同等物の期首残高	223,347
現金及び現金同等物の期末残高	※ 345,685

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。レンタル着物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～39年
構築物	10年～15年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～8年
レンタル着物	7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
商標権	10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (平成29年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	56,969千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成29年12月31日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	—
差引額	200,000

(損益計算書関係)

※ 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	6,112千円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	7,879	2,457,821	—	2,465,700
合計	7,879	2,457,821	—	2,465,700
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 普通株式の株式数の増加のうち340株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 普通株式の株式数の増加2,457,481株は、普通株式の株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	359,185千円
その他(預け金)	1,000
計	360,185
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△14,500
現金及び現金同等物	345,685

(リース取引関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

本社における事務機器であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に長けた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に店舗賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に店舗の新規出店に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後4年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握してリスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	359,185	359,185	—
(2) 売掛金	134,909	134,909	—
資産計	494,095	494,095	—
(1) 買掛金	50,100	50,100	—
(2) 未払金	145,833	145,833	—
(3) リース債務(1年内含む)	1,486	1,482	△3
(4) 長期借入金(1年内含む)	292,958	292,978	20
(5) 未払法人税等	89,283	89,283	—
負債計	579,661	579,678	16

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) リース債務（1年内含む）、(4) 長期借入金（1年内含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年12月31日)
非上場株式	3,089
敷金	141,877

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	359,185	—	—	—
売掛金	134,909	—	—	—
合計	494,095	—	—	—

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	108,441	96,987	76,744	10,786	—	—
リース債務	557	557	371	—	—	—
合計	108,998	97,544	77,115	10,786	—	—

(有価証券関係)

当事業年度 (平成29年12月31日)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3,089千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度 (平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は非上場企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 5名 社外協力者 4名	当社取締役 2名 当社従業員 14名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 67,800株	普通株式 16,200株
付与日	平成28年3月31日	平成28年12月28日
権利確定条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 平成30年4月1日 至 平成38年3月29日	自 平成30年12月29日 至 平成38年12月19日

(注) 平成29年12月29日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成29年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	67,800	16,200
付与	—	—
失効	6,300	4,200
権利確定	—	—
未確定残	61,500	12,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 平成29年12月29日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成29年12月29日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時点において当社は株式を上場していないことから、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使額を控除する方法で算定しており、当社の株式の評価は純資産評価額方式及びディスカウントテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 107,425千円
- ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
商品評価損	1,886千円
未払事業税	6,558
賞与引当金	3,115
その他有価証券評価差額金	50
その他	2,486
繰延税金資産合計	14,096
繰延税金負債	
圧縮積立金	△2,762
繰延税金負債合計	△2,762
繰延税金資産の純額	11,333

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	2.5
留保金課税	4.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9
その他	△1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度中に当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した35.4%から、平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積もり、敷金から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は14,504千円と見積もられ、当事業年度に帰属する1,140千円を当事業年度の費用に計上しております。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に部門を置き、各部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

すなわち、当社は部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モノ事業」「コト事業」の2つを報告セグメントとしております。

「モノ事業」においては、①かんざしを始めとしたオリジナル商品の店舗販売、②長年にわたる小売店舗の運営経験を活かしたOEMでの販売、及び③オリジナル商品のインターネット上での通信販売を行っています。「コト事業」においては、観光客をメインターゲットに、街歩き向きの着物のレンタル店を、京都を中心に店舗展開しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	財務諸表計上額
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,812,829	676,165	2,488,994	2,488,994	—	2,488,994
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,812,829	676,165	2,488,994	2,488,994	—	2,488,994
セグメント利益	425,999	247,018	673,018	673,018	△431,252	241,765
セグメント資産	651,040	177,865	828,906	828,906	413,730	1,242,637
その他の項目						
減価償却費	5,846	26,708	32,554	32,554	7,123	39,677

(注) 調整額△431,252千円は、本社管理費であります。

関連情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	モノ(注1)	コト(注2)	合計
外部顧客への売上高	1,812,829	676,165	2,488,994

- (注) 1. モノとは、かんざし、帯留め、傘、シルバーアクセサリー等の商品であります。
2. コトとは、着物のレンタル等のサービスであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	森智宏	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接33.5 間接42.6	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	291,580	-	-
							当社の借入契約の債務被保証 (注) 2	292,958	-	-
役員	最上夢人	-	-	当社専務取締役	(被所有) 直接11.4	債務被保証	当社の不動産賃貸借契約の債務被保証 (注) 1	48,314	-	-

- (注) 1. 当社は店舗の賃借料について、代表取締役森智宏及び専務取締役最上夢人から債務保証を受けております。取引金額については、当事業年度の賃借料等(消費税等抜き)を記載しています。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は銀行からの借入について、代表取締役森智宏から債務保証を受けております。取引金額については、借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	239.15円
1株当たり当期純利益金額	63.07円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	150,833
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	150,833
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,391,645
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第7回新株予約権218個 第8回新株予約権 27個 なお、これらの詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注) 1
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。https://www.wagokoro.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款にて定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年12月31日	森 智宏	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	㈱フォレスト代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	普通株式 350	52,500,000 (150,000) (注) 4	資産管理会社への株式譲渡
平成27年12月31日	-	-	-	㈱フォレスト代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	A種種類株式 58 普通株式 △350	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	森 智宏	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 45 普通株式 △275	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	最上 夢人	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社専務取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 15 普通株式 △94	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 5 普通株式 △34	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	羽原 加奈子	広島県福山市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 1 普通株式 △9	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	藤山 恵莉香	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名)	A種種類株式 1 普通株式 △6	-	(注) 7
平成27年12月31日	-	-	-	衣川 武志	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 △5	-	(注) 7
平成28年3月31日	㈱和心代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	提出会社	森 智宏	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 50	750,000 (15,000) (注) 5	自己株式処分
平成28年3月31日	㈱和心代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	提出会社	最上 夢人	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社専務取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 40	600,000 (15,000) (注) 5	自己株式処分
平成28年3月31日	㈱和心代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	提出会社	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 40	600,000 (15,000) (注) 5	自己株式処分

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年3月31日	㈱和心 代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	提出会社	羽原 加奈子	広島県福山市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 30	450,000 (15,000) (注) 5	自己株式処分
平成28年3月31日	㈱和心 代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号	提出会社	㈱フォレスト 代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	A種種類株式 20	300,000 (15,000) (注) 5	自己株式処分
平成28年4月1日	-	-	-	㈱フォレスト 代表取締役 森 智宏	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	A種種類株式 △3,500 普通株式 3,500	-	(注) 8
平成28年4月1日	-	-	-	森 智宏	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 △2,750 普通株式 2,750	-	(注) 8
平成28年4月1日	-	-	-	最上 夢人	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社専務取締役、大株主上位10名)	A種種類株式 △940 普通株式 940	-	(注) 8
平成28年4月1日	-	-	-	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 △340 普通株式 340	-	(注) 8
平成28年4月1日	-	-	-	羽原 加奈子	広島県福山市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種種類株式 △90 普通株式 90	-	(注) 8
平成28年4月1日	-	-	-	藤山 恵莉香	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族、大株主上位10名)	A種種類株式 △60 普通株式 60	-	(注) 8
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱きゅうべえ 代表取締役 谷口 創太	京都府京都市左京区山端川端町6番地6	社外協力者	普通株式 33	9,900,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び取引関係強化のため
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱太陽リアルティ 代表取締役 片山 大輔	京都府京都市中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町334	社外協力者	普通株式 33	9,900,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び取引関係強化のため
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱ブレア 代表取締役 山下 大介	東京都渋谷区渋谷2-17-3	社外協力者	普通株式 33	9,900,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び取引関係強化のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	白潟総合研究所(株)代表取締役社長 白潟 敏朗	東京都中央区湊1-2-10	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	普通株式 16	4,800,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び資本政策による
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(有)山田総合事務所代表取締役 山田 奨	東京都新宿区西落合1-2-21	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) (注) 9	普通株式 16	4,800,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び資本政策による
平成28年12月22日	中村 彰一	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)アパレル・コンサルティング代表取締役 熊谷 学	東京都新宿区西新宿8-5-3	社外協力者	普通株式 3	900,000 (300,000) (注) 6	所有者の事情及び資本政策による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、純資産価額方式により算出した価格を勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は、純資産価額方式により算出した価格を勘案して、決定しております。
6. 移動価格は、ディスカウントテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
7. 臨時株主総会決議に基づき全ての普通株式を自己株式として取得し、対価として普通株式6株につきA種種類株式1株を交付しております。
8. 定時株主総会決議に基づき定款の一部変更を行い、A種種類株式に関する定款の定めを廃止したことにより、A種種類株式は普通株式になっております。
9. 山田 奨は、平成29年7月7付で当社の監査役を退任いたしました。

10. 平成29年12月5日開催の取締役会決議により、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該分割前のものを記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	新株予約権①
発行（処分）年月日	平成28年3月31日	平成28年12月29日	平成29年9月22日	平成27年12月21日
種類	A種種類株式 （自己株式）	普通株式	普通株式	第5回新株予約権
発行（処分）数	180株	199株	340株	普通株式 1株
発行（処分）価格	15,000円 （注）5	300,000円 （注）6	500,000円 （注）6	150,000円 （注）5
資本組入額	— （注）7	150,000円	250,000円	75,000円
発行（処分）価額の総額	2,700,000円	59,700,000円	170,000,000円	150,000円
資本組入額の総額	— （注）7	29,850,000円	85,000,000円	75,000円
発行方法	第三者割当による自己株式の処分	第三者割当による新株発行	第三者割当による新株発行	平成26年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）2	—

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行（処分）年月日	平成27年12月21日	平成28年3月31日	平成28年12月28日
種類	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行（処分）数	普通株式 2株	普通株式 226株	普通株式 54株
発行（処分）価格	150,000円 （注）5	15,000円 （注）5	300,000円 （注）6
資本組入額	75,000円	7,500円	150,000円
発行（処分）価額の総額	300,000円	3,390,000円	16,200,000円
資本組入額の総額	150,000円	1,695,000円	8,100,000円
発行方法	平成26年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年12月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	（注）3、4	（注）3、4

（注）1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当

該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況にかかる照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成28年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産価額方式により算出した価格を勘案して、決定しております。
 6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウントテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を勘案して、決定しております。
 7. 自己株式処分のため、資本組入額はありません。
 8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき15,000円	1株につき300,000円
行使期間	平成30年4月1日から 平成38年3月29日まで	平成30年12月29日から 平成38年12月19日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。

なお、新株予約権①及び新株予約権②は平成28年2月29日付で全部放棄されているため、記載を省略しております。

9. 平成29年12月5日開催の取締役会決議により、平成29年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、上記「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払

込金額」は当該株式分割前の「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森 智宏	東京都渋谷区	会社役員	50	750,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10名)
最上 夢人	東京都杉並区	会社役員	40	600,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社専務取締役、 大株主上位10名)
中村 彰一	東京都世田谷区	会社役員	40	600,000 (15,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、社外協力者
羽原 加奈子	広島県福山市	会社員	30	450,000 (15,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、従業員
㈱フォレスト 代表取締役 森 智宏 資本金 1百万円	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-20-12	資産管理会 社	20	300,000 (15,000)	特別利害関係者等 (役員等により総株 主の議決権の過半数 が所有されている会 社、大株主上位10 名)

(注) 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
バリューマネジメント㈱ 代表取締役 他力野 淳 資本金 30百万円	大阪府大阪市北区梅田 2-2-2	サービス業	133	39,900,000 (300,000)	当社取引先
㈱ブレア 代表取締役 山下 大介 資本金 40百万円	東京都渋谷区渋谷2-17 -3	教育・学習 支援業	33	9,900,000 (300,000)	当社取引先
SOLTEC INVESTMENTS PTE. LTD. SUL YOOSA	24 PECK SEAH STREET #06-01, NEHSONS BUILDING, SINGAPORE	投資業	33	9,900,000 (300,000)	当社取引先

(注) 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
㈱エボラブルアジア 代表取締役社長 吉村 英毅 資本金 1,033百万円	東京都港区愛宕2-5-1	旅行業	140	70,000,000 (500,000)	当社取引先
㈱BuySell Technologies 代表取締役 畑野 幸治 資本金 40百万円	東京都新宿区四谷4-28 -8	リユース業	100	50,000,000 (500,000)	当社取引先
㈱ビジョン 代表取締役 佐野 健一 資本金 2,347百万円	東京都新宿区西新宿6- 5-1	情報通信業	60	30,000,000 (500,000)	当社取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
榑きゆうべえ 代表取締役 谷口 創太 資本金 25百万円	京都府京都市左京区山端川端町6番地6	小売業	20	10,000,000 (500,000)	当社取引先
木村実業(株) 代表取締役 東 龍之 資本金 58百万円	京都府京都市下京区室町通仏光寺下ル山王町546番地1	卸売業	20	10,000,000 (500,000)	当社取引先

(注) 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
木村 耕治	東京都渋谷区	会社員	1	150,000 (150,000)	社外協力者 (注) 2

(注) 1. 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 木村 耕治は、平成28年11月1付で当社の取締役役に就任いたしました。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
若槻 愛	東京都渋谷区	会社員	2	300,000 (150,000)	当社従業員

(注) 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮原 優	東京都杉並区	会社役員	80	1,200,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
最上 夢人	東京都杉並区	会社役員	56	840,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社専務取締役、大株主上位10名)
若槻 愛	東京都渋谷区	会社員	16	240,000 (15,000)	当社従業員
白潟 敏朗	埼玉県蓮田市	会社役員	8	120,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
木村 耕治	東京都渋谷区	会社役員	8	120,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
山田 奨	東京都杉並区	会社役員	8	120,000 (15,000)	特別利害関係者等 (当社監査役) (注) 2
神林 祐己	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	会社員	8	120,000 (15,000)	当社従業員
上野 亨	東京都文京区	会社役員	8	120,000 (15,000)	社外協力者
今西 頼久	兵庫県尼崎市	会社役員	8	120,000 (15,000)	社外協力者
熊谷 学	神奈川県川崎市麻生区	会社役員	5	75,000 (15,000)	社外協力者

(注) 1. 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

2. 山田 奨は、平成29年7月7付で当社の監査役を退任いたしました。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
木村 耕治	東京都渋谷区	会社役員	12	3,600,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
榊きゆうべえ 代表取締役 谷口 創太 資本金 25百万円	京都府京都市左京区山 端川端町6番地6	小売業	8	2,400,000 (300,000)	当社取引先
宮原 優	東京都杉並区	会社役員	2	600,000 (300,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
若槻 愛	東京都港区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
森 大尚	大阪府大阪市北区	会社員	2	600,000 (300,000)	社外協力者
堀川 なつみ	福岡県福岡市南区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
青木 友香	東京都武蔵野市	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
高橋 真弓	東京都品川区	会社員	2	600,000 (300,000)	当社従業員
神林 祐己	神奈川県横浜市保土ヶ 谷区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
水島 菜穂	京都府京都市中京区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
石井 真由美	東京都品川区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
小室 絢香	東京都多摩市	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
金 娜延	東京都調布市	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
久我 雄二	東京都葛飾区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
吉岡 瑞恵	東京都台東区	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員
武田 真智子	千葉県市川市	会社員	1	300,000 (300,000)	当社従業員

(注) 上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。また、退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フォレスト※1, 5	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	1,050,000	41.35
森 智宏※1, 2	東京都渋谷区	825,000	32.49
最上 夢人※1, 3	東京都新宿区	298,800 (16,800)	11.77 (0.66)
中村 彰一※1	東京都世田谷区	61,800	2.43
株式会社エポラブルアジア※1	東京都港区愛宕2-5-1	42,000	1.65
バリューマネジメント株式会社※1	大阪府大阪市北区梅田2-2-2	39,900	1.57
株式会社BuySell Technologies※1	東京都新宿区四谷4-28-8	30,000	1.18
羽原 加奈子※1	広島県福山市	27,000	1.06
宮原 優※3	東京都杉並区	24,600 (24,600)	0.97 (0.97)
株式会社ブレア※1	東京都渋谷区渋谷2-17-3	19,800	0.78
株式会社きゅうべえ	京都府京都市左京区山端川端町6番地6	18,300 (2,400)	0.72 (0.09)
藤山 恵莉香※1, 4	東京都江戸川区	18,000	0.71
株式会社ビジョン※1	東京都新宿区西新宿6-5-1	18,000	0.71
SOLTEC INVESTMENTS PTE.LTD.	24 PECK SEAH STREET #06-01, NEHSONS BUILDING, SINGAPORE	9,900	0.39
株式会社太陽リアルティ	京都府京都市中京区蛸薬師通高倉西 入泉正寺町334	9,900	0.39
木村実業株式会社	京都府京都市下京区室町通仏光寺下 ル山王町546番地1	6,000	0.24
木村 耕治※3	東京都渋谷区	6,000 (6,000)	0.24 (0.24)
若槻 愛※6	東京都港区	5,400 (5,400)	0.21 (0.21)
白潟総合研究所株式会社※5	東京都中央区湊1-2-10	4,800	0.19
有限会社山田総合事務所	東京都新宿区西落合1-2-21	4,800	0.19
神林 祐己※6	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	2,700 (2,700)	0.11 (0.11)
白潟 敏朗※3	東京都板橋区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
山田 奨	東京都杉並区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
上野 亨	東京都文京区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
今西 頼久	兵庫県尼崎市	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
熊谷 学	神奈川県川崎市麻生区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
株式会社アパレル・コンサルティング	東京都渋谷区道玄坂2-15-1	900	0.04
森 大尚	大阪府大阪市北区	600 (600)	0.02 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
堀川 なつみ※6	福岡県福岡市南区	600 (600)	0.02 (0.02)
青木 友香※6	東京都武蔵野市	600 (600)	0.02 (0.02)
高橋 真弓※6	東京都品川区	600 (600)	0.02 (0.02)
水島 菜穂※6	京都府京都市中京区	300 (300)	0.01 (0.01)
石井 真由美※6	東京都品川区	300 (300)	0.01 (0.01)
小室 絢香※6	東京都多摩市	300 (300)	0.01 (0.01)
金 娜延※6	東京都中野区	300 (300)	0.01 (0.01)
久我 雄二※6	東京都荒川区	300 (300)	0.01 (0.01)
吉岡 瑞恵※6	東京都台東区	300 (300)	0.01 (0.01)
武田 真智子※6	神奈川県横浜市港北区	300 (300)	0.01 (0.01)
計	—	2,539,200 (73,500)	100.00 (2.89)

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

※2 特別利害関係者等 (当社代表取締役)

※3 特別利害関係者等 (当社取締役)

※4 特別利害関係者等 (当社代表取締役の二親等内の血族)

※5 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

※6 当社従業員

3. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

平成30年2月23日

株式会社和心

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土屋 光輝
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社和心の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和心の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月23日

株式会社和心

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 栗栖 孝彰
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 土屋 光輝
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社和心の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和心の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年2月23日

株式会社和心

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土屋 光輝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社和心の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第15期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年1月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社和心の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

